

開会及び開議の宣告

田中敏雄 議長 8番上田議員より遅刻する旨の届け出があります。
ただいまから平成18年9月横手市議会定例会を開会いたします。

会議録署名議員の指名

田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番高橋大議員、16番齋藤光司議員を指名いたします。

会期の決定

田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から9月22日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

議長報告について

田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から請願・陳情の処理の経過及び結果の報告書、監査委員から随時監査報告書、例月出納検査報告書がそれぞれ提出されましたので、お手元に配付いたしております。

市長の当面の市政運営についての所信説明

田中敏雄 議長 日程第4、市長より当面の市政についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成18年9月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方として所信を申し述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、原油価格高騰のあおりを受け、ガソリンや灯油などが値上がりしております。電力業界や運送業、農林漁業のほか、石油類を原料とする製造関連の企業は、生産コストの負担増が必須と見られ、消費者への影響が懸念されるところであります。

石油情報センターの調べによりますと、本年8月期の秋田県における石油製品価格は、昨年8月期との比較でレギュラーガソリンが13.8%、灯油が27.2%と大幅な上昇となっております。

原油価格の高騰には、経済発展の進む中国などの需要の高まりや産油国である中東情勢の悪化など複合的な要因があり、今後もしばらくは高値で推移しそうな傾向となっております。

冬季に向けて、本格的な需要期を迎える時期の値上がりは、市民生活の負担増加はもとより、温泉施設を初めとする公共施設等の維持管理費に与える影響も大きく、懸念されるところであります。

さて、今後10年間のまちづくりの指針となる横手市総合計画の策定に向けて、公募委員23名と関係部局の職員による策定委員会を組織し、生活環境、安全生活、健康福祉、産業振興、教育文化、住民参画交流の6つの部会で素案を作成し、各地域協議会と総合計画審議会に中間検討案を提示の上、成案の策定に向けた準備をいたしております。

加えて、中間案につきましては、各地域局に配置するほか、ホームページへの掲載を行うなどの手法により、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からご意見を賜り、基本構想・基本計画にできるだけ反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様には、これらのプロセスを経た後、できるだけ早い時期に総合計画案の全容をご提示申し上げ、ご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、一昨日、9月2日ころであります、十文字浄水場の取水ポンプが故障したことによりまして、約1,000戸の皆様方に4時間以上にわたり断水するというご迷惑をおかけしてしまいました。日ごろより、非常の場合の対応については体制の整備を図っておりましたが、結果としてこのように多くの市民の皆様にご迷惑をおかけすることになり、深くおわびを申し上げます。また、今回につきましては、断水事故のほか、その後の対応の不備から、市民の皆様にご迷惑をおかけし、重ね重ねおわび申し上げる次第でございます。今後は、今回のケースを教訓とし、非常時の体制について再確認を行うとともに、市民の皆様にご不安やご心配をおかけしないよう改善に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

戻りまして、2つ目の普通交付税の決定と今後の財政運営についてであります。

平成18年度予算は、基金残高の減少により大変厳しい編成を強いられておりましたが、7月算定の普通交付税が178億1,971万8,000円となる旨通知がありました。この額は、昨年度の旧市町村の当初決定額の合計と比較して11億9,397万3,000円、率にして7.2%の増であり、また、予算額との比較では23億2,571万8,000円、率にして15.0%の増となっております。

全国的には、普通交付税の交付総額が前年度比5.9%の減となっている中で、本市の決定額が前年度比7.2%増というのは、予想を大きく超えた結果となりました。

具体的な項目を見ますと、基準財政収入額では、市税の減収があるものの、所得譲与税の増のため全体では約1億4,000万円の増となっておりますが、基準財政需要額では、県からの移管があった生活保護費や児童手当などの国庫負担率の変更等による社会福祉費の増及び合併補正の適用などにより、約11

億8,000万円の増となったことが、交付額がふえた原因となっております。

今回の算定は、旧市町村がそのまま存続した場合の普通交付税の額を合算する合併算定がえによるものですが、これを一本算定の場合と比較いたしますと、合併算定がえの方が普通交付税で約35億円、臨時財政対策債が約6億円多くなっております。

これは、予算編成時点において、平成17年度国勢調査人口の減少や地方財政計画の交付税総額の削減という財政環境の中では、合併による増額の効果が吸収され、大きな伸びは期待できないと見込んでおりましたが、前述の要因によるものが予測を大きく上回ったこと、また、国全体の上向きの景気動向を反映した法人関係税の税収増加と、三位一体改革による所得譲与税等の影響により不交付団体が大幅に増加したことも大きな要因となったほか、合併補正や合併算定がえによる、交付税算定における合併の効果が最大限に反映された結果であると考えております。

予算額を上回る普通交付税につきましては、今後基金に繰り戻すなどの予算措置で基金残高を確保し、健全財政に努めてまいります。

また、平成17年度の財政状況調査がまとめられ、主要な財政指標が算出されました。それによりますと、経常収支比率が95.2%、公債費比率が21.0%、起債制限比率が15.8%となっており、大変厳しい財政状況を示すものとなっております。特に、地方債の許可制から協議制への移行に伴い、今年度から新たに算出されることになりました実質公債費比率は19.1%となり、基準の18%以上となったことから、今年度中に公債費負担適正化計画を策定し、公債費負担の軽減や適正化に向けた取り組みをする予定にしております。

必要な市民サービスを確保し、継続して行っていくためには、財政基盤の確立が不可欠であります。今後とも財政の健全化に向けた努力をしてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新たな施策等への取り組みについてであります。その中の(1)合併1周年記念式典事業等の実施についてであります。

6月市議会定例会において、横手市市制施行記念日を定める条例を議決いただきましたが、来る10月1日には、この条例施行後最初の市制施行記念日を迎えることとなります。市ではこれを記念し、同日、合併1周年記念式典事業を実施いたします。事業内容としては、記念式典に加え、著名人を招いての記念講演を開催するとともに、記念品として市内全世帯に全市マップ及び市内施設無料券マップの配布などを予定しており、今議会に補正予算の提案をしております。

この合併1周年記念式典事業を機に、市内各地域間の交流や市民の一体感のさらなる醸成を図ってまいります。

また、10月21日、22日の両日には、合併1周年を記念した事業として、横手まるごとフェスティバルを秋田ふるさと村を会場に開催いたします。

これは、各地域で行われている各種伝統芸能、イベントなどを、特産品などの豊富な資源をこの2日間に結集させ、広く市民の皆様を初め、たくさんの方々に横手市を知っていただきたいということから

開催するものであります。

各地域でのさまざまな祭り、物産などを共有の資源であることを再認識していただき、新市の一体感の醸成、伝統文化の伝承・継続などもあわせて行っていきたいと考えております。

また、これまで交流のあった全国の自治体にも呼びかけ、芸能、物産での交流を行い、より一層の友好を深めていきたいと考えております。

(2)の高速インターネットアクセス基盤整備についてであります。

平成16年度から黒川地区において要望のあった高速インターネットアクセス基盤整備事業について、これまで採算性の面から通信事業者が単独でA D S L設備を設置することは困難でありました。しかしながら、かねてから要望しておりました秋田県高速インターネットアクセス網整備促進事業補助金の内定通知がありましたので、横手黒川交換局でのA D S L設備設置事業を実施すべく、今議会で補正予算を計上しております。

今後は、A D S L設備未設置の狙半内、八沢木、南郷局についても、県及び通信事業者へ設置について要望してまいります。

(3)の国民健康保険事業についてであります。

さきに行われた医療保険制度改革の一環として、都道府県単位での保険運営を推進するための法律等の施行により、市町村間の保険税の平準化、国保財政の安定化を図るため、1件30万円以上の医療費について、各市町村国保会計から国保連合会への拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整する保険財政共同安定化事業が10月から実施されます。

これに伴う拠出金は、過去3年間の1件当たり30万円以上、80万円以下の対象医療費の実績と被保険者数に応じて算定されることから、5億9,900万円と見込んでおり、この財源として同額の交付金を補正予算に計上しております。

次に、出産一時金、育児一時金については、健康保険法の改正に合わせて、被保険者の出産費用の軽減を図るため、30万円から35万円に引き上げる国民健康保険条例の一部改正を今議会に提案しております。

また、出産育児一時金の代理受領制度につきましては、国から示された実施方法に基づき実施要綱を策定し、10月から実施してまいりたいと考えております。

(4)の公園整備についてであります。

今年度、事業を休止しております横手公園整備事業につきましては、長年の懸案でありました用地買収について、地権者より売却の意向が示されましたので、来年度の補助事業導入に向けた準備のため、今議会に所要額を補正予算として計上しております。

また、都市公園等統合補助事業で整備を行っております赤坂総合公園におきましては、今年度で完成となる第1工区内プロムナード交差点改良の支障となる電柱移設のため、今議会に所要額の増額と事業費の組み替えを補正予算として計上しております。

5つ目の病院事業についてであります。

史上最大の下げ幅となりました2006年度診療報酬改正は、病院経営へのマイナス影響が相当心配されましたが、事前の対応策により、第1四半期では最小限の影響にとどめることができました。医療を取り巻く環境は一段と厳しくなっておりますが、このような状況にあっても、両病院はお互いの特性を生かした最善の協力関係を推進し、患者の皆様中心の安全で安心な医療の提供を図ってまいります。

また、4月に実施されました診療報酬改正により、収入を確保するために看護体制の拡充が必要となったことから、看護師確保を行うため、病院事業の定数を改正する横手市職員定数条例の改正案を提案いたしております。

6つ目のプールの安全性の確保についてであります。

プールでの痛ましい事故を受けて、その安全性について早速調査を実施いたしました。その結果、吸水口のふたに関しましては、その構造がはめ込み式であるなどのため、文部科学省等の指導基準であるボルトなどによる固定が行われていないプールもありましたが、実地検証を行ったところ、いずれのふたも堅固に固定されており、その安全性を確認しております。

また、今回の調査で、循環ろ過装置にかかわる吸い込み防止金具等の取り付けがなされていないプールがあることも判明いたしました。これについても吸水が微力で問題がないことなど、安全性が確認できたことにより、使用上問題がないと判断いたしました。

今後は、より安全性を高めるために、9月いっぱいをめどに、全プールについて水を抜いての再調査を実施し、ふたの固定化、金具等の取り付けを徹底したいと考えております。

さらに、管理上の問題として、監視員の適切な配置、監視員への指導の徹底をこれまで以上に図っていきたいと考えております。

7つ目の後三年合戦史跡保存整備計画策定調査事業についてであります。

史上名高い後三年合戦の史跡や伝承は、市内全域に点在しております。この貴重な郷土の文化遺産を整備し、まちづくりに生かすため、来年度から5カ年計画で予定している主要史跡の調査について県に申請中であります。また、事業を円滑に進めるため、大学教授ら6名による指導委員会と、秋田・岩手の実務者7名による検討会を設置し、総合的な指導・助言をいただいております。

6つ目の消防署所の再編についてであります。

横手平鹿広域市町村圏組合当時から話し合われてまいりました消防署所の再編については、大森分署と大雄分署の統合以後、再編が進んでいない状況であります。

消防、救急体制の整備は、市民の安全・安心を確保するための重要施策であり、市民が等しく享受すべき行政サービスでもあることから、広域市町村圏組合で協議されたことをベースに、その再編について検討を始めることといたします。

当面は、駅前出張所の消防署への統合について検討を行うこととし、住民説明会を開催するなどして、地域住民の皆様のご理解を得ながら、再編作業を進めてまいります。

なお、駅前出張所の消防署への統合により関係地区の皆様には不安が生じることと思われませんが、環状線の開通などにより道路状況が改善され、消防署からの出動でもほとんど時間差がなくなっている点などを十分ご説明し、ご理解を得たいと考えております。

一方、この統合により、普通救急車を山内分署に配備することができるため、中間点の大沢地域では、駅前出張所から出動している現在よりも早く傷病者に接触できることから、大沢地区以東及び山内地域管内での救急業務が向上して、より均衡のとれた体制となります。

この駅前出張所の統合については、地域住民の皆様のご理解を得ながら、平成19年度中の実施を予定しておりますが、その他の分署につきましても、関係地域において住民説明会を開催し、住民の皆様のご理解を得ながら再編を進めてまいりたいと考えております。

平成18年度事業の進捗状況などについてであります。

まず、1つ目、協働のまちづくりの推進についてであります。本年度、市民との協働のまちづくりの推進を目指し、協働のまちづくりの基本方針となる指針を策定することにしております。その一環として、去る5月に、協働のまちづくり指針策定への参画や指針策定の基礎資料とすることを目的に、市内にあるNPO法人やボランティア団体など、153団体を対象に市民活動団体実態把握に関するアンケート調査を実施し、約64%に当たる98団体から回答をいただきました。

指針は、策定委員会において検討していただくこととし、アンケート調査結果を踏まえ、活動分野、地域性などを考慮しながら、委員を決定しております。7月20日には第1回市民協働推進指針策定委員会を立ち上げ、8月29日には協働についての勉強会を開催しました。今後、月1回のペースで協議を重ねながら、協働のまちづくりに必要な基本的な考え方や推進の方策などを示した指針を年度内に策定したいと考えております。

2つ目の横手市地域情報化計画の策定についてであります。

本年9月末までに、横手市地域情報化計画を策定するため、地域情報化検討委員会を設置し、6月から3回の検討委員会を開催してまいりました。この中で、地域情報化の基本方針として、1、公共施設の地域イントラネットの整備、2、市内全域での高速通信網の整備、3、電子自治体化の推進、4、情報通信網を活用した市民サービスの向上と産業の活性化、5、携帯電話の不感地域解消、6、地上波デジタル放送に伴うテレビ難視聴地域の解消を掲げ、総合計画との整合性を図りながら、具体的な整備方針についてさらに検討を進めてまいります。

3つ目の秋田わか杉国体についてであります。

秋田わか杉国体の準備状況についてご報告いたします。

初めに、実施本部の設置についてであります。7月3日に本部長を助役、副本部長を教育長、8区長とする秋田わか杉国体横手市実施本部を設置いたしました。この実施本部は、市職員約500名と市民協力員の皆様で構成し、大会運営の中心的な役割を担うものであります。

また、横手市オリジナルキャッチフレーズを募集したところ、一般応募、学校応募合わせて249点の

応募があり、選考の結果、一般応募された増田町の後藤ゆうひさん、7歳の作品「思い出づくり まかせて横手」が最優秀作品に決定いたしました。このほか、優秀作品2点も決まりましたので、今後、これらの作品を看板や記念グッズなどに幅広く活用してまいります。

一方、ボランティアの募集であります。200人の募集に対し、現在まで応募された方は55人おられますが、引き続き、いろいろな場で積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、7月15、16日には、軟式野球競技の国体リハーサル大会を兼ねた県民体育大会が平鹿野球場、大森野球場、大雄運動公園野球場で開催されました。今回のリハーサルは、競技運営を主体としたリハーサルであり、競技団体の皆様に大変ご難儀をおかけしましたが、今後、十分な検証を行いながら、本大会に備えてまいります。

この後、10月21日から25日までホッケー競技、11月2日から5日までボーリング競技のリハーサル大会が開催されますが、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

4番目のよこて安全安心メール配信についてであります。

7月3日、よこて安全安心メールの配信を開始しました。8月末現在の登録者数は1,589人であり、空き巣や車上ねらいなどの防犯情報、住宅用火災警報器の不当訪問販売情報、増田のたらいこぎ祭り開催などのイベント情報、熊の出没情報などについて配信しており、犯罪の防止や災害予防などに効果があると考えております。今後、このサービスについては、さらに情報提供の充実を図り、多くの市民にご利用いただくことにより、市民の安全・安心に寄与できるようPRに努めてまいります。

5つ目の横手市消防訓練大会についてであります。

7月30日、浅舞スポーツセンターグラウンドにおいて、多くのご来賓を迎え、横手市消防訓練大会を開催いたしました。

当日は、前日の雨も上がり、最高のコンディションの中で、各地区消防訓練大会予選を勝ち上がってきた精鋭212名の団員でとり行われました。各団員とも消防技術を遺憾なく発揮され、その雄姿に感動するすばらしい大会でありました。結果、規律訓練は横手消防団、小型ポンプ操法、ポンプ車操法及び総合は十文字消防団がそれぞれ優勝いたしました。また、訓練終了後には、平鹿町消友会21名の方々により、大正元年製の腕用ポンプ操法が披露され、その見事な放水に会場から大きな拍手と歓声を受けられました。

なお、小型ポンプ操法とポンプ車操法優勝の十文字消防団は、9月5日、由利本荘市にある秋田県消防学校で開催される第43回秋田県消防操法大会へ出場しますので、全県制覇を目指して頑張っていたきたいと強く希望するものであります。

6つ目の横手市総合防災訓練についてであります。

8月29日、横手市十文字地域局管内において横手市総合防災訓練を実施いたしました。訓練は、「当日午前8時50分ころ、秋田県内陸南部に強い直下型地震が発生、震源地は市南東部、十文字地域局管内で甚大なる災害が発生し、電話が不通となった。このため十文字地域局災害対策部を設置し、市民の避

難誘導、負傷者の救出・救護、消火活動を開始した。」と想定のもと実施いたしました。具体的訓練内容は、災害対策部の情報収集や伝達訓練、各施設の誘導避難訓練及び避難所設置やボランティア受け入れ訓練など15の訓練を、関係機関、学校や一般市民など約1,000人の参加により実施いたしました。この訓練により、災害時の迅速かつ円滑な応急対策活動や防災関係機関相互の協力体制が確立され、市民の防災意識が高揚したものと考えております。

7つ目の平成19年4月からのごみの分別収集についてであります。

8月3日に開催されました廃棄物減量等推進審議会において、来年度からのごみの分別収集の方向について了承が得られましたので、概要について報告いたします。

基本的には、どの地域の分別・収集も、それぞれの環境保全センターの処理能力や地域事情等に合わせ長年かかって作り上げられた合理的なものであることや、現在のルールがそれぞれの地域ごとに市民の皆様になれ親しまれているルールであることを考慮し、大幅な変更を加えないようにしております。

しかしながら、市の3つの施設がそれぞれ老朽化しておりますので、万一に備えて、可燃ごみはどの施設でも対応できるような分別排出を市民の皆様をお願いしたいと考えております。このため、古い布は資源回収を原則とし、燃えるごみとして排出する場合には、裁断していただくように協力を願うこととしました。

また、できる限り市民の皆様のご不便を解消することに配慮し、例えば瓶や缶類は月に最低1回は家庭からの排出が可能なように収集体制をとっていく予定です。

その他プラスチックについては、容器包装リサイクル法等の要請にこたえるため、資源化物としての分別・収集で統一することとし、平成19年度においてペットボトル等処理センターを整備し、平成20年4月からは、現在分別未実施の雄物川、大森及び大雄地域においても分別を開始いたしたいと考えております。

施設の能力や地域事情の違いがあることから、分別方法は地域によって異なる部分もありますが、ご理解をいただきたいと思います。

現在、関係課等におきまして実施にかかわる細部の調整を行っておりますが、具体的な実施方法などが固まり次第、住民説明会を開催し、ご協力をお願いしながら周知を図ってまいります。

なお、これに伴い、条例改正の必要も生じたことから、今議会に廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を提案しております。

8つ目の横手市ペット霊園の設置などに関する条例の制定についてであります。

ペット霊園の設置などについては明確な法整備がなされていないため、近年、全国各地で環境への悪影響を心配すると住民とペット霊園業者との間でトラブルが顕著になってきております。この対策として、各自治体においてはペット霊園設置に関する条例を定める例がふえてきており、横手市においても旧斎場のペット霊園としての利活用を機に条例の制定が必要と考え、今議会案件として提案しております。

なお、旧東部斎場のペット霊園としての利活用につきましては、意見交換会、アンケート調査、現場見学会、アスベスト分析調査などを行いながら検討しているところであります。近々に、売却について公募する予定となっております。

9番目の障害者自立支援サービスについてであります。

横手市障害福祉計画及び横手市障害者計画策定のため、関係者から成る策定委員会を6月26日に設置いたしました。

6月下旬には、障害者サービスについての意向集約を目的とし、障害者1,550人を含む3,350人の市民の方々を対象にアンケート調査を実施し、現在は回答の分析作業を行っております。

また、障害福祉サービス利用申請者の障害の程度区分について意見を聞くための横手市障害者介護給付審査会の委員も6月26日に委嘱し、8月中旬から本格的な審査を実施しているところであります。

10番目の特別養護老人ホームの増床工事についてであります。

特別養護老人ホーム白寿園及び雄水苑の増床工事につきましては、さきの議会で本体工事の請負契約をそれぞれ議決いただき、既に着工しております。

工事期間中は、利用者や職員の安全に十分配慮するとともに、新たに必要となる職員につきましては市報で募集中であり、来年度早期に供用開始ができるよう、職員研修等の準備を進めてまいります。

11番目の地域包括支援センターについてであります。

4月の発足以来、地域包括支援センターにおいては、新たな介護区分である要支援1と2の認定を受けた方のうち、介護予防サービスの利用を希望する方に対し介護予防マネジメントを進めております。

しかし、利用希望者が予想を上回っており、今後もさらにふえることが見込まれるため、介護予防事業のサービスが低下しないよう、市内の居宅介護支援事業所との情報交換を定期的で開催しております。

また、拠点となる地域包括支援センターには、8月1日より介護予防計画支援員を新たに2名増員し、8名体制で介護予防の充実に向けて事業展開を図っているところであります。

12番目の農業振興についてであります。

7月は、梅雨前線の停滞で曇り空や長雨続き、8月の梅雨明け後は連日の記録的な高温と偏った天候続きで、農作物の生育や流通販売への影響が心配されました。

その中で、市の特産品であるスイカについては、前半に出荷停止があり、販売額も伸びませんでした。8月の出荷が順調に推移した結果、2JAの販売額は約10億円に達する見込みとなっております。

また、ポジティブリスト制の導入により、稲作の一斉航空防除体制を大きく変更したこともあり、病害虫の発生について心配したところですが、いもち病については7月後半から一部に発生が見られたものの、全体的には育苗処理やラジコンヘリ・地上防除等での対応により、平年に比較して非常に少ない発生状況となっており、収穫まで順調な生育を願っております。

本年度の米生産調整実施状況については、4,797.6ヘクタールの転作配分面積に対して4,890.7ヘクタールが実施されており、達成率101.9%となっております。

品目横断的経営安定対策は、集落営農対象組織が26設立され、そのうちの4組織は法人化されております。また、平鹿地域の樽見内と柄内の営農組合は、県内で最初の農用地利用改善団体として6月に市で認定しております。

現在、集落をAからDの4ランクに区分して、制度の再周知と担い手育成、集落営農の組織化に向けてローラー作戦を展開しております。

国では、7月に品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全対策の内容を決定し、具体的に新農政改革の推進を図ることになりました。市としましても、来年度の制度スタートまで、できるだけ対象農家の拡大に努めながら、特色ある集落営農組織を推進して横手市の農業再生を図ってまいります。

7月に、農林水産省と財団法人日本農林漁業振興会が共催して、先進的な地域づくりを表彰する豊かなむらづくり全国表彰事業において、十文字町中村集落が本年度の農林大臣賞を受賞いたしました。

また、本年度の秋田県農業大賞の売れるものづくり部門で平鹿町の精肉加工販売会社フカサワが、また、ふるさと創り部門で山内そば生産者協議会の受賞が決定しております。

今後は、集落営農のモデル集落として、あるいは農産物加工の牽引役として、その手法などを地域に推進していただきたいと願っております。

13番目の雇用対策についてであります。

最新の有効求人倍率は、0.53倍と緩やかな改善傾向ではありますが、依然、雇用情勢は厳しい状況であります。

このような状況の中、地域の雇用増大を図るべく、市で申請いたしました厚生労働省の地域提案型雇用創造支援事業につきましては、7月3日付で正式に採択となったところであります。本年度の事業費は概算で5,539万3,000円、事業期間は本年度から平成20年度までの3年間になります。既に、8月28日からIT関連の人材育成を目指すIT利活用ステップアップ研修とITスペシャリスト養成講座を始め、今後、農業関連ビジネス分野での販売戦略、経営戦略や製造業での物づくり分野の人材育成研修等を順次行っていく予定であります。

また、創業支援につきましても、セミナーや相談業務を実施し、地域において起業を目指す方々を支援する予定であります。いずれにしましても、多くの求職者や事業所の従業員等の方々に受講いただき、就職に結びつく、あるいは企業の雇用増につながるよう、事業の周知を図りながら実施してまいります。

14番目の自動車産業研究会についてであります。

6月29日に、企業19社と5関係機関で横手市自動車産業研究会が設立されました。8月9日には役員会を開催し、雇用・物流、受注・発注、教育・支援の3つの専門委員会を設置して、具体的な検討に入ることを決定し、9月からそれぞれ開催する予定であります。今後、会員の皆様の積極的な意見交換や先進企業への研修を通して研究会を充実したものにし、今後の自動車関連産業の振興に生かしていきたいと考えているところであります。

15番目の首都圏企業とのジョイントについてであります。

これまでの企業訪問活動が実を結び、このたび東京に本社を置くソースメーカー、ユニオンソース株式会社とのジョイントにより、地元野菜を使用した地ソースの開発に向けてほぼ合意に達したところであります。

これを受けて、市では、産・官・学の連携による地ソース開発に関する研究会を設置し、早ければ年末には地元企業から商品の発売を開始したいと考えております。

初めは、最小ロットからのスタートですので、納入する野菜の量は微々たるものであります。しかしながら、この試みは大手メーカー独占のソース業界に、こだわりの食を提供する産地側から全国に向けた挑戦であるともとらえております。

この試みにより、こだわりの食の産地横手のイメージを、全国に向けてアピールできればと思っております。

また、かねてからご指摘をいただいております横手産業支援センターとマーケティング推進課との役割分担につきましても、食のまちづくりという共通の目的達成に向けて、政策支援的な部分は行政が担い、個々のリスクや利益配分にかかわる部分については産業支援センターが担うというシステムの構築を進めているところであります。今回の事例に取り組むことにより、細部にわたる検討が可能となり、具体的な連携のケーススタディになればと考えております。

16番目の「食のマーケティングまるごと相談所」の開設についてであります。

地域農産物のブランド化と産地づくりの推進のため、マーケティングを基本とした生産販売体制の確立や、消費者ニーズに即した販売戦略の支援を行うことを目的に、食のマーケティングまるごと相談所を8月21日付で開設いたしました。

相談所の業務内容としては、生産者、食品加工業者並びに小売業者などに対する販売や流通チャンネルの開拓、新商品の企画や開発に対する支援や消費動向の情報提供などを行うとともに、それぞれが抱える悩みを把握・共有し、今後の施策に反映させていくことで、横手市全体が売れるまちとなるよう、消費者像や消費者動向を視野に入れ、活動することのきっかけになればと考えております。

相談員は、市が委託しておりますマーケティングアドバイザーとマーケティング推進課の職員が対応することとし、平日の午前9時から午後5時まで、増田庁舎のマーケティング推進課及び各地域局に相談窓口を開設しておりますので、気軽にご利用いただけるよう広報にも努めてまいりたいと思っております。

17番目の観光連盟の発足についてであります。

観光協会の統合については、各地域観光協会などが発起人となり横手市観光連盟を発足させることとなり、いよいよ10月13日に設立総会が開催される運びとなりました。

これまで、観光連盟設立に向けた実務検討委員会を開催し、具体的な実務について再三の検討をしていただきました。規約、会費、事務所、財産などの検討結果については発起人会より承認をいただき、

事務所については、当面、現在横手平鹿広域観光協議会が事務所を構えている横手商工会議所に置くこととし、将来的には横手駅前再開発ビルも視野に入れた将来構想を検討されているようであります。

観光連盟の設立によって、行政と民間が車の両輪となった観光振興が図られることとなり、設立総会後はより充実した組織として発展されますことを期待しております。

18番目のＪＲ駅周辺の整備についてであります。

横手駅東西自由通路などについては、ＪＲ東日本と基本計画調査の協定を締結し、ＪＲ敷地内の測量と地質調査が完了いたしました。

現在、基本計画図の作成と概算工事費の算出に向けての業務を実施中であります。

横手駅前地区市街地再開発事業については、去る7月11日に横手駅東口第一地区市街地再開発準備組合の臨時総会が開催され、建築等工事施工業務を含まない一般業務代行者を決定いたしました。本年度内に事業計画を策定し、あわせて、建築等工事を施工する特定業務代行者を募集・決定し、準備組合から本組合設立に向けた作業が進められる予定ですので、引き続き支援をしております。

次に、十文字駅周辺の整備については、まちづくり構想策定業務委託を発注いたしました。今後、地域住民の方々へのアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえて、検討委員会方式によるワークショップを開催しながら、現状の問題点の把握と課題の整理、整備の方向性を検討しております。

19番目の土地区画整理事業の進捗状況についてであります。

土地区画整理事業は、現在3地区を施行中であります。

中央第二地区土地区画整理事業につきましては、換地処分後の区画整理登記により、換地はすべて登記されました。

現在の作業といたしましては、10月をめどに保留地の所有権移転登記手続を行っており、当作業が終わりますと、清算金徴収事務を除いて事業完了となります。

駅西地区土地区画整理事業につきましては、保留地予定箇所の造成工事が完成しており、保留地売買の手続をしております。

また、街区公園第2号につきましても、8月に発注しております。

三枚橋地区土地区画整理事業につきましては、今年度予定している工事の区画街路2路線の舗装工事は完成しており、幹線駅西線及び駅西口広場の築造工事は今月発注予定となっております。

また、建物移転補償は5戸の契約を締結しており、今後、移転予定物件につきましても地権者との協議を重ね、事業進捗に向けて努めてまいります。

20番目の街路事業についてであります。

都市計画街路事業で整備を行っております城址内町地区の中央線につきましては、道路部分の工事が無事竣工し、7月28日より正式に供用を開始しております。

この中央線につきましては、市街地を南北に縦断し、市の骨格をなす都市計画道路として昭和39年3月に計画決定されて以来、各種補助事業などを活用しながら順次整備を続けてまいりました。

今回の供用部は、平成10年度の事業開始より8年の歳月をもってようやく開通した市街地の中心部の重要区間であります。

この区間の供用により、市街地中心部における自動車及び歩行者等の交通の利便性や安全性が一層向上されております。

用地提供などにご協力いただいた地元関係者の皆様を初め、本事業にご指導、ご協力いただいた関係各位の皆様の厚情に心より感謝申し上げます。

なお、中央線の蛇の崎橋以北につきましては、早期事業着手に向けて、県との協議をさらに進めてまいります。

21番目の公営住宅整備についてであります。

平成15年度から5カ年計画で進めております十文字・旭団地建てかえ事業につきましては、今年度、木造2階建て共同住宅2棟8戸を整備予定であり、9月発注、19年1月完成見込みとなっております。なお、今議会に昭和42年建設、旭住宅4戸の用途廃止を提案しております。

また、平成16年度から5カ年計画で進めております平鹿・醍醐団地建設事業につきましては、17年度繰り越し事業5棟10戸が完成し、今議会に設置条例の一部改正を提案しております。18年度当初事業の8棟16戸につきましては、11月完成の見込みとなっております。さらに、今回、県からの追加配分に伴い、4棟8戸分の事業費について今議会に補正予算を提案しております。

22番の凍上災害についてであります。

冬の異常低温による路面の災害復旧事業となる凍上災について、対象箇所として市内39カ所の被害申請に対し、去る7月31日からの第2次査定において24カ所が査定され、舗装改修などの復旧費として約3億2,600万円が認定されました。残る15カ所については、9月12日から予定されている第3次査定の結果次第となりますが、認定されるよう万全を期したいと考えております。

なお、財源については、国の補助金が3分の2、残りは起債対象となり、交付税措置が見込まれます。

23番目のALTの加配についてであります。

6名のALTのうち1名が任期満了となり、8月より新たに3名と契約をし、8人体制でのスタートとなりました。

中学校にあっては、これまでの勤務校を見直し、担当時数等の平均化を図ることとしております。

また、小学校英語活動の充実に向け、教職員の研修などを実施し、専門に2名のALTを配置することとしています。各学校の実態に応じ、今後、小学校英語活動が充実するよう支援強化に努めてまいります。

24番目の成人式についてであります。

8月15日、合併後初の成人式が、横手市民会館を会場に開催されました。今回は、昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた1,327人が対象者であり、うち950人と当初の予想を上回る参加がありました。式は、「One For All . All For One =一人はみんなのために、み

んなは一人のために」をテーマに、新成人による実行委員会が主体となって開催され、盛会裏に終えることができました。これもひとえに、実行委員会と行政が協働でこの事業に取り組んだ結果と喜んでおります。

25番目の茨城県那珂市との友好都市スポーツ交流事業についてであります。

茨城県那珂市と毎年交互開催をしております友好都市スポーツ交流事業はことしで5年目を迎え、今回は8月16日から17日の日程で開催し、那珂市からミニバスケットボールスポーツ少年団の団員、保護者、役員約110名をご招待しております。

初日は、お城山展望台やかまくら館、横手送り盆まつりを見学し、2日目には、横手体育館において横手市のミニバスケットボールスポーツ少年団と交流大会を行い、両市の子供たちがわざを競い合い、有意義な交流事業となりました。

続きまして、各地域局の状況についてであります。

1つ目の横手地域局であります。去る7月8日、市民250名の参加を得て、横手川と大戸川に挟まれた黒川地区を会場に、リバーサイド・ミステリーてくてくウォーキングを開催いたしました。当日は、横手ウォーキングクラブ、ボランティアめめんこの会、くろかわ地域会議の協力を得て、地域の歴史や史跡などに触れながら、自然豊かなコースをそれぞれのペースでウォーキングを楽しんでいただきました。ウォーキングは、だれでも気軽に行える健康づくりであり、交流と地域の再発見という視点を大切にしながら、今後も市民が積極的に健康づくりに取り組むことができるよう支援してまいります。

全国線香花火大会と送り盆まつりについてでありますけれども、7月22日、第4回よこての全国線香花火大会が蛇の崎河原を会場に開催され、盛況のうちに終了いたしました。小さいお子さんから大人まで、市内はもちろんのこと、県内外から約3,600人のお客様が集まり、思い思いに線香花火や手持ち花火の可憐な花が河原のあちこちで咲きました。昨年同様、町内会や商店街などのご協力により納涼祭も同時開催され、浴衣姿で通りを歩く方々が数多く見られるなど、地域のにぎわい創出にも一役買うことができたと感じております。今後も、横手送り盆まつりと同様に、横手の夏の風物詩として定着するよう工夫と努力を重ねてまいります。

一連の送り盆まつりの最初の行事である8月6日のねむり流しは、天候にも恵まれ、23の町内及び各団体の子供たちでにぎわいました。

また、15日の市民盆踊りは、市内30団体、約1,100人の踊り手の皆様が横手地域局前お祭り広場が埋め尽くされました。

秋田県の無形民俗文化財に指定されている16日の屋形船の繰り出しには、14町内会からご参加いただき、横手若衆の熱気あふれるパワーで大いに盛り上がりました。ことしは、中央線が整備されたことにより、屋形船の激突がより間近にごらんいただくことができ、また、協賛花火や花火ショーについても、企業を初め多くの皆様のご協力を得て、豪華けんらんな花火の打ち上げを堪能いただけたのではないかと考えております。

祭り全体といたしましては、参加者や観客の安全に配慮するなど万全の体制で実施され、大きな事故やトラブルもなく、大勢の観客を魅了し、順調に終わることができましたことは大変喜ばしく思っております。また、参加団体の皆様や関係機関、協賛いただきました企業や団体を初め、市民の皆様には心から感謝を申し上げます。

続きまして、増田地域局であります。秋田県出身まんが家5人展についてであります。

増田まんが美術館では、日本の漫画界の第一線で活躍されている横手市出身の3人を中心に、県出身の漫画家の活躍を紹介する横手市誕生記念特別企画展を7月22日から9月10日まで行っております。市内の小・中学生には無料優待券を配布し、私たちがふだん目にすることができない直筆の原画などを鑑賞いただき、作品に寄せる先生方の情熱や豊かな感性を感じ取っていただくとともに、横手市出身の一流漫画家の活躍を目の当たりにし、努力次第では夢や希望が実現するといった将来への期待感あふれた企画展となっております。

まんが美術館は、開館以来12年目を迎え、今後はこれまで以上に観光振興や文化・教育分野においてさまざまな事業を展開するとともに、豊かな感性や想像力の醸成の場、さらには全国に情報発信する拠点として一層の充実を図り、地域活性化に役立てたいものと考えております。こうしたことから、美術館の持つ創造性、多様性を効果的に発現できる、そして、市民のご意見などをも反映できる運営体制を早急に検討してまいりたいものと考えております。

続きまして、増田地域の伝統行事についてであります。

8月16日、増田の夏の風物詩として定着した全日本元祖たらいこぎ選手権大会もことしで第20回目を数え、多くの参加者のもと、盛大に開催されました。夜には、640年という豊かな歴史を有する増田盆踊り大会が商店街において優雅に繰り広げられ、見物客を魅了いたしました。また、9月14日には、大正時代から大物打ち上げが呼び物で、83回目を迎える花火大会が開催されることになっております。今後もこうした伝統行事を、まちづくりの一環として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平鹿地域局についてであります。

その中のあやめまつりについてであります。25回目を迎えた浅舞公園のあやめまつりは、6月17日から7月2日の日程で開催を予定しておりましたが、低温等の影響で開花がおくれたことから、9日まで1週間期間を延長し、土曜、日曜日には各種のイベントや名物の長まんじゅうまきを行い、たくさんの来園者でにぎわいました。

なお、近年、地力の衰えなどによりアヤメの生育が思わしくない状況にあるため、ことしはあやめまつり終了後に、あやめ園の一部の土の入れかえを行い、株分けした苗を植えております。

また、地域局内にアヤメ再生プロジェクトチームを設置するとともに、一時アヤメの株を市民の皆さんに育てていただいている間に、定植地の土壌改良を行い、地力の回復を図るなど、市民との協働によりアヤメを守り、育てる方策を検討していきたいと考えております。

次に、こころの健康づくり事業についてであります。

秋田大学医学部の本橋豊教授と社会環境医学講座の協力を得て、昨年4月から行ってきた「こころの健康づくり」意識調査の分析結果が報告書としてまとめられました。その分析結果をもとに、地域の集落会館を会場に、医学部の先生方から高齢の方々へ健康講話や健康指導、またカウンセリング希望の方には個別相談を行っております。

なお、本事業に関しましては全市的に取り組むことを検討し、保健師を核として、民生児童委員と連携しながら、自殺予防ネットワークづくりを推進してまいります。

次に、雄物川地域局であります。

スイカ糖については、7月25日には農産物加工グループおものがわ夢工房が新設したスイカ糖加工施設の竣工式が行われました。

県内一のスイカ生産量を誇る雄物川地域で平成2年にスイカ糖が商品化され、健康食品として販売されていましたが、平成15年に加工場の移転問題や従事者の高齢化などにより製造が中止されておりました。

今回、地元女性6人から成る加工グループによりスイカ糖の製造が復活し、今後は地場農産物の加工販売にも取り組もうとしており、市としてもグループの活動を応援してまいりたいと思っております。

次に、は・は・は祭りについてであります。

ことしで11回目となる、は・は・は祭りが、8月8日、今宿商店街で行われました。

南小学校児童など、5グループによるよさこいソーラン踊りや超神ネイガーショー、もちまきなどが行われ、にぎわいのあるまちづくりのイベントが5,000人の人出でにぎわいました。

次に、大森地域局についてであります。1つ目、スポーツレクリエーション祭についてであります。

7月2日、第34回大森町スポーツレクリエーション祭が開催されました。あいにくの雨となり、種目を変更して体育館で行われましたが、小・中学生を初め1,000人余りが参加し、大声援の中、各地区からの出場者は大いに盛り上がりました。また、来年開催の国体に向けて、大森地域4つの保育所・保育園の園児たち合同によるスグッチダンスを披露していただきました。

次に、エリア夏祭り2006についてであります。

南部シルバーエリアと白寿園、子どもと老人のふれあいセンター合同主催による「エリア夏祭り2006」が8月2日に行われ、3世代交流フェスタの開催や、施設入居者、職員、地域住民らによる余興が発表され、約2,700人の人出でにぎわっております。

次に、十文字地域局であります。

十文字道の駅事業についてであります。十文字道の駅につきましては、8月8日から敷地造成工事に着手し、12月には完成予定となっております。

また、地域振興施設本体の工事につきましては、国土交通省が整備するトイレを地域振興施設内に配置する設計変更も終了し、今月中に建築工事の発注を予定しております。

運営形態については、指定管理者制度による民間会社での運営を予定し、準備を進めております。

今後は、施設の建設と並行して、社員やテナント、駅名の募集、農産物直売所・加工所出品者への説明会の開催、道の駅登録申請などの準備を進め、平成19年9月のオープンを目指しております。

次に、さくらんぼまつりなどについてであります。

6月17日から7月9日まで、さくらんぼまつりが開催されました。天候不順により生育のおくれと実のつきが思わしくなく、開催が心配されましたが、祭り期間中に行われたマラソン大会などとともに、多くの観光客でにぎわいました。

また、7月22日には猩々祭りが開催されました。当日は、クロスワードタウン事業による高校生と保育園児が参加したイベントも行われ、大勢の踊り手と見物客に夏の夜を楽しんでいただきました。

次に、山内地域局であります。

いものこまつりの開催についてであります。山内地域の大きなイベントとして、9月17日の日曜日にいものこまつりを開催いたします。

日中のいものこまつりに引き続き、夜の花火大会も予定しており、特に鶴ヶ池の湖面を彩る水中花火は毎年多くの観客を魅了しております。

ことは、3連休中日の開催となり、また、当日はJR北上線に岩手・秋田県際交流事業のイベント列車「風っこ錦秋湖号」の運行も予定され、例年の来客数3万人より多くの入り客が予想されます。

いものこまつりは、今回で20回目の節目の年であり、また、合併後初の開催であることから、実行委員会を核として、地域住民、関係機関・団体と十分連携をとりながら、ご来場者に満足のいただける内容となるよう取り組んでまいります。

次に、大雄地域局であります。

たいゆう緑花園についてであります。県道横手・大森・大内線沿いに広がるたいゆう緑花園は、天候不順で開花がおくれましたが、20万本の色とりどりの花が咲き誇り、市内外から訪れる人々を楽しませております。

また、サマーフェスティバルについてであります。7月29日、恒例の大雄サマーフェスティバルを開催いたしました。第20回と節目の祭りということで、カブトムシプレゼントや20年間の軌跡映像などで盛り上げ、最後は花火ショーで締めくくり、元気な大雄をアピールしたところであります。

心配された雨も、開会直前には上がり、地域内外から昨年以上の観衆が集まり、この夏一番のにぎわいを見たところであります。

なお、大雄地域のサマーフェスティバルを初めとする各地域夏祭り等のイベントに際しては、各地域局職員と本庁部門職員が一丸となって運営や行事に参加することにより、これまでにない盛り上がりを見せたことを大変喜ばしく思っております。これを契機として、今後もより一層職員の一体感の醸成に努め、市政の発展に資するよう取り組んでまいります。

大きな6番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は21億8,535万4,000円で、補正後の予算総額は487億7,682万5,000円であり
ます。

その主なものを申し上げますと、公的医療施設整備支援事業に15億735万円、ネットワーク構築事業
に590万円、町内会館等建設補助事業に478万8,000円、合併1周年記念式典事業に575万2,000円、障害
者地域生活支援事業に1,897万6,000円、児童福祉総務費に2,075万9,000円、東部環境保全センター管理
運営費に923万2,000円、単独道路改良事業（くらしのみちづくり事業）に693万円、下水道事業特別会
計繰出金に減額の5,820万8,000円、まちづくり交付金事業（醍醐住宅団地建設事業）に1億4,050万円、
道路災害復旧事業（凍上災）に3億6,332万2,000円、公債費償還元金1億2,800万円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件1件、専決報告案件2件、条例の制定など条
例関係議案14件、平成17年度企業会計決算認定案件2件、平成18年度一般会計補正予算案など補正議案
12件、その他議案3件の合計34件であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第5、諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第7号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省
略したいと思しますので、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は委員会の付託を省略することに決
定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第7号でございますが、人権擁護委員候補者の推薦
についてでございます。ご説明を申し上げたいと思います。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、平成18年9月末日をもって任期が満了いたします
人権擁護委員に上法快晴氏を推薦したいので、議会の意見を求めようとするものでございます。

上法氏は、雄物川町大沢在住の56歳、金峰神社宮司として奉職しておられる方であります。平成6年
10月から旧雄物川町人権擁護委員を務めておられる方でもあります。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第7号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

報告第38号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第6、報告第38号専決処分の報告について報告を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 報告第38号についてご説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、物損事故による損害賠償の額を定めること、及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

内容であります。事故の発生日時は平成18年8月4日午前10時50分ころ、事故の発生場所は横手市大屋新町、交流促進施設さかえ館駐車場であります。

被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります。さかえ館の駐車場周辺の草刈り作業中に、駐車場に駐車していた被害者のリヤウインドウに草刈り機で作業していたところから小石がはねまして、当たりまして、壊したものであります。

損害賠償額は12万750円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 6番。この草刈り中の物損事故ということで今報告がありました。8月の臨時会にもこういう物損事故が、同様の同じようなケースで報告されたと思います。まず、今回、前回とも作業中の事故ということでいたし方ないといえればそれまでですけれども、実際、前回の事故の後に同じような事故がまた発生したということで、その事故の原因、そして究明、対策がなされたのか、そういう会議があったのか、報告をお願いしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 事故に関しましては、これに限らず事故の発生状況を職員に知らせまして、部局長会議等でも再発防止に努めていただくようにしておりました。今回、草刈り作業中ではありますが、要するに草の中に小石が潜んでいるのを、注意して作業はしていただいたわけなんですけれども、ちょうど傾斜地のところで小石がはねてしまったということで、同様の事故が起きないように今後も十分と

注意していきますが、これの最大の反省点は、草刈り作業をするときに、周辺のやはり車を寄せるとか、車があるときにはやらないというふうなことを徹底して進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第38号の報告を終わります。

報告第39号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第7、報告第39号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第39号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、損害賠償額を定めること、及びこれに伴う和解に関することについて専決処分いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

事故の発生日時は平成18年3月6日午前9時ころ、事故の発生場所は横手市横手町字大関越地内、市道上長田・赤坂線上でございます。

被害者の方は、記載のとおりでございます。

概要は、市道上長田・赤坂線上の十字路交差点停止線付近を走行時、道路上の約50センチくらいのくぼみに車輪を落とし、タイヤとホイール及び車体を損傷させたものでございます。

被害賠償額は13万1,242円でございます。全額、保険にて対応することとなっております。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 今、報告になっております、何と申しますか車の修理、この間たまたま写真等も見せていただきまして、アルミホイール大変傷んでおりましたし、そういうふうなものを含めながら、私も自分で今いろいろな考えを変えていかなければならないのかなというふうな考えでおるんですけども。

と申しますのは、旧十文字時代から含めまして、これまでに似たようなものがたくさんあります。しかしながら、こうして出てきたものは、私の知る限りはそんなにはないわけでありまして、この交差点は大変、交差点に近いところでしたからスピードがそんなに出していないというお話でもありましたし、私どもの方ではそんなに信号もございませんし、こういう穴があってもある程度のスピードが出ていて、やはりあごをかむくらいの穴があると、衝撃があると、パンクも当然するわけなんです。ですから、そういうときに、早く穴を埋めてくれというふうなことで、その穴を埋め、パンクは多分その人が直したんだろう。

あるいは、これは3月ですけども、やっぱりこういう雪解けの時期になりますと、うちの方ではそ

ういふ穴も含めて、歩道も大変狭いと。そういう狭い状況ですから、大体1メートル70から80くらいは普通あるんですけども、今現在も穴ぼこになっているところは1メートル20。除雪機の小さいのでも車輪の幅が約1メートル20なんです。ですから、当然そこら辺に行くと穴になって、それが修理しているところもあるんですけども、まだ、そのまま。子供が自転車で通学したときに、中学生の子供ですけども、やはり、いつも見えればいいんですけども、雨が降っててたまたま見つからない。そこに落ちた子供がそこだというからそれを見に行ってもなかなか見つからなかった、二、三回でやっと見つけて穴を修繕。当然、その子は医者に行くほどのけがをしました。悪かったなというようことですぐ補修をして、その子は、その家族も含めてですけども、そういうふうな形で処理をしていっている。

そういうふうな状況の中でありまして、これもアルミホイールを大変に痛んだ。今のホイールは確かに高いし、修理屋さんに聞かしても、やっぱり1本何十万もするものもあるし、あるいは衝撃には確かに弱いそうです。そうしながら、この合併してからずっといろいろな事故の状況、こういうふうに出てくるんですけども、やはりこういうふうな形で出てくるとなるといっぱいあるわけでありまして、私どももこれまでのような形でやはり、簡単に言うと道路を通るときに穴があつたらもう少しゆっくり走つたらいいだろう、あるいは、腹がつくほどの段差ができる場合がある、そこにどんとぶつかって衝撃で車が壊れる。そして、車検のときに見つかる。あのとき確かにあそこでぶつかったと、こう言われても、確かに私どもも通っていますから、もしかしてもそういうことあるかもしれない。しかし、時期的にこういうふうにおおきく来てから、車検取るときに気がついた。こういう事故がありましたので、車検屋さんに聞きに行きました。「あれ、本当はちゃんと直したらどのくらいかかりますか」、「十二、三万くらいかかるんじゃないですか」、「どのくらいで今直したの」、4万円だそうです。なぜか、それは相対ですから、払う方も自分で直すんだから、やはりできれば最小限にしてほしい、こういう話の中から4万円で済んでいる。

こういういろいろな違う状況の中で、私もこの写真を見ながらですけども、3月6日、今は9月です。こういうふうに確かにそこで、どういう状況で、はっきりわかっている状況でもないようです、私が今30センチの穴ぼこだと言いましたけれども、もう穴が埋めちゃって、その報告を聞いたときには穴は埋めてあってからなので、その前の写真はないというお話でもありましたし、そういういろいろな状況の中で、そうしますと私もやはり今までこういうふうにして、やはりそういう穴ぼこに落ちた、あるいはそういう衝撃のあるところは当然わかるはずだからやっぱり静かに通るべきだとか、そういう状況の中でやはり処理してきたものが、これはやっぱりもっとみんなに、何と申しますか、それはやっぱり市の方に請求してとかとそういった形になるのかな、こういう私の今考えと申しますか、大変私としても複雑な気持ちなんですけれども、そこら辺の考え方と申しますか、こういう事故に対する、今後もこれからあると思いますので、しかも1市7カ町村一緒になりましたから、やはり一方では知らないからそうやって直す、あるいはこういうふうに請求されたからこういうふうにして3月6日のものも払っていくというふうな状況の中で、その取り扱い、それからこれからも含めてですけども、いろいろな状

況があるわけですし、それからまだあるんです。

建設部長さんにもちょっとお話ししたんですけれども、十文字の坂の下の方にたまたまオーバーレーン何回もやったものですから、歩道とそれから車道が非常に差ができてしまった。それでお話に行きました。でも、やはりそれは旧町のときからちゃんとやるべきだったろうというお話もされましたし、私もそうだな、確かにそういうことだ。でも、十文字では今私がお話ししたように、今のようなこういう状況がそんなになかったものですから、いろいろ含めますけれども、でも、そのこのところを通ったり見ている人は、冬になるとあんなに差があるものですから、やはり転んだり、その道路を滑ったり、あるいは上るときに馬力をつけて上らなければならない状況もある、いつ事故が起こるかわからない。そういうのがわかっていながらも、まだそのままなんですけれども。やはり、そういうふうなものも、もしこういうふうな形になるとするならば、責任がこんなにあるとするならば、すぐ直していかなければならないだろうし、そういうところも含めて、ひとつ市の考え方を、それから、すっかりどういう状況の中でも市の責任で全部払っていくのか、あるいはある程度しっかりした形の中で話し合いを持ってこれから対応していくのか、そこをひとつお聞きをしたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 先ほど言い忘れましたが、今回の賠償額は50対50であります。それで、写真を見ますと、相手の車は改造ではないのかなという可能性がありました。それで、運転者は改造車であれ改造でない車であれ、いずれどちらであれ、常に道路状況に適した安全運転をしなければならないものだと思っております。それで、今回のようにもし改造車であるとすれば、そのことによって破損の度合いが大きくなった可能性はあろうかなと、そのように思います。今回のように、道路上の穴ぼこによって、もし改造車を運転しているものだとすれば、普通の車を運転する以上に、その運転者の方が注意義務が大きく、より注意をして運転する責任があるかなと、そのように思っております。しかし、その車が改造車であったから損傷したと、そのことによって市側の道路責任がなくなると、そういうふうには思いません。ただ、今回はそのことも含めまして、損害賠償額を50対50と、相手が改造であることを認識しながらも50対50にした経緯であります。

それから、このような事故に対しては、やはり交通安全の啓蒙はもちろんのこと、よりきめ細やかな道路パトロール、例えば建設部関係の職員だけでなく、職員が通勤時間帯に気づいた点とか、そういう情報網をより細やかにするなど、そういう方向をとるなどして対処していく方法をとっていきたいなと、そのように思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） ただいまの専決の内容は、言ってみれば、これまでの事故報告と違って、明確に道路の管理責任を問われる内容であるのではないかなというふうに強く印象を受けました。印象を受けたというより、まさにそのとおりであります。この道路の、市道のこれだけのくぼ地ができる状況を

常に把握をして、維持補修をしておくというのが道路管理者の責任であるというふうに思いますけれども、どうもことしの雪解け以降の道路の維持補修については、相当その作業がおくれておったのではなかったのかなという印象を私は受けます。

特に、今、十文字の方からお話しありましたけれども、私は旧市内に限って申し上げますけれども、車で歩いていますと、非常に多くのところに破損をした道路が大きなくぼ地となってあるという状況がたびたび見受けられました。ある路線におきましても発見いたしましたので、直ちに関係者に連絡をして補修するように言っておきましたけれども、総じて、ことしの春、雪解け以降の道路の維持補修は、手おくれが目立ったのではなかったのかなというふうに感じております。この点、道路の市道の管理をする関係者の皆さんがどのように状況を把握をして、どのように手当てをしてきたのか、この事故に限らず、全体的にどうであったのかということが、私はもう一回反省をしていただかなければならない問題ではないのかなという感じがいたします。

それから、道路に関して言いますと、つい最近まで市道全体の道路の区画線、白線でありますけれども、相当夏場段階、送り盆時期になりまして市役所周辺の富士見大橋の大きい通りの区画線も引かれたようでありますけれども、全体的に区画線や進路方向の変更標示の白線などが雪で消されて、除雪で消されて、その後、従前であれば速やかに比較的早い段階で白線の引き直しをされておったと思いますけれども、ことしは極めて遅くて、道路を走行する際に危険が伴うような状況がたびたび見られたというふうに私把握しております。

そういった意味におきまして、この道路の維持管理をどのようにしておられるのか、従来と同じようなやり方しておられると思いますけれども、どうも合併した後、財源が少ないという、予算が少ないという理由をもって、そういった点について少し手おくれになっておったのではないかなという感じがいたしますので、その点について責任者の責任ある答弁をお願いしたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 道路の維持管理を担当している立場からお答えを申し上げたいと思いますが、まず、日常の道路の維持管理については、合併したからということで、合併を理由にこれまでの道路維持に対する姿勢というのは一切変わっていないわけで、むしろこれまでのそれぞれの市町村で行ってきたそういう道路維持管理に対する体制なり姿勢をもっともっと強化をしながら、何とか住民の期待にこたえていこうという、そういう基本的な姿勢を持って実は臨んだところであります。

そういう意味では日常的に特に重視したのが、やっぱりパトロールをぜひこれまで以上に全地域しっかりやろうということを確認しながら指示をし、それぞれの担当者がパトロールを行ったところでありまして、さらには、建設部としての提案をいたしましたのは、担当するパトロール職員だけではなく、すべての職員が自分の住む地域あるいは通勤時における道路の状況等々について、ぜひ速やかに関係する課あるいは部に情報を提供するように、そのことによって速やかに処理をするという体制も実は心がけたところであります。

今年度、非常におくれが目立ったのではないかというご指摘であります。私どもにとっては、特別おくらせるつもりでやったわけではありませんけれども、考えられることは、1つは今年度の豪雪によって雪の少ない時期よりは多少3月の後半から4月にずれ込んでの雪の後始末に相当な時間を費やさざるを得なかったという実態もあるわけであります。その後、落ち着いたところで直ちに今年度の予定されている工事だとか、今の区画線の問題についても早々に取り組んだところでありますけれども、計画されている事業を計画的に順次進めなきゃならないというところで、多少もしかしたらいろいろな事情で、そういった今申し上げたような事情で多少おくれたかもしれませんが、今後においてはできるだけ日常的なそういう管理点検を充実させながら、速やかに処理するように、その体制づくりもこの後いろいろ検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、ひとついろいろなご指導なり、情報なりお寄せいただければ大変ありがたいなというふうに思っているところであります。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 道路の白線につきましては、状況を見ながら適正に対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。34番寿松木孝議員。

34番（寿松木孝議員） 34番。私は、違う観点から、若干このことについてお聞きしてみたいというふうに思います。

まず、疑問に思う点であります。この事故の発生場所、これはここに書いてありますとおり佐々木歯科医院さんと佐川急便の間の通りであります。相当道幅が狭い道路でございます。しかも、交差点のぎりぎりであった、そういう場所で果たしてホイールがあれだけ壊れるくらいのスピードを出せるのか、物理的な部分で若干の疑問があります。

それから2点目、先ほど部長もおっしゃっておられましたが、車高が若干低い車であったと。これは、写真を見る限り完全に車高の低い車でありました。私も見ました。それによって、ボディーが、要するにバンパー、それからフェンダー、そこら辺のボディー関係が傷んでおります。これは通常の穴に落ちた場合、普通の車であれば痛まないところなんですね。その部分に対しても、これは道路責任だということで実際に市が補償しなければいけないのか、これは大変疑問に思います。

続きまして、もう1点、もっと逆に言いますと深刻な問題があります。今、市ではこういう物件に關しましては事故証明は要らない、こういうスタイルで査定しているようでございます。言えば何でも通るんですかという話になるかと思えます。きちんともし本当に事故であったとするならば、当然事故証明は必要ですし、そういう中でやはりこういうものを処理していかないと、非常に大きな危険をはらむ事例になってしまうのではないかな。もちろん、もう専決でやられているわけですから、今さら、その金額どうのこうのということではありませんが、今後のことも含めまして、対応も含めまして、やはりそのあたりをきちんとした中で、また前回、近江議員さんもおっしゃっておられましたが、やはりこういう事例があったときにはきちんとした事故調査といいますが、そういうものの中で、本当にこれは市

が補償しなければいけないのか、どういう形にしなければいけないのか、方針を示すような、やはりきちんとした組織立てが必要ではないかなというふうに思いますが、その点についてご質問申し上げます。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 まず、今回は事故全体を検討した際に、タイヤ及びホイールの破損部分と全体の破損部分を分けて示談交渉をするのではなくて、一体として示談交渉したものでございます。

それから、事故証明の関係ですが、二、三日前に警察署の方にて、こういう事故についての対処の仕方等についてご相談に参りました。それで、署の方では、そのときすぐでしたならば事故証明は出せますと。ただ、日数が過ぎますと、果たしてそこでの事故である証明がちょっと難しくなるのではないかと、目撃者等のそういういろいろな情報があれば日数が過ぎても事故証明は出せると、そういうことであります。

それで、市側としては、相手からこの穴ぼこで事故並びにけがをしたんだという申し出があった場合に、そうではないんだという客観的な材料を、反論する材料は持ち合わせないわけでありますので、もし否定する材料があるとするならば対応できると思いますが、今のところはより事故が起きた場合の事故調査をいかに丁寧にやるのかなと、そういう方法しか対処の仕方がないのではないかなと、そのように思います。

田中敏雄 議長 34番寿松木議員。

34番(寿松木孝議員) まず、今、財務部長の言われたことは、逆に言いますと、言えば何でもできるのかなという、そういうとられ方をしかねかねない非常に危険性をはらんでいるというふうに私は認識します。

やはり、逆だと思えます。そこで事故が起きたということに関しましては、やはり事故証明を含めまして、ここで事故が起きた、この穴に落ちた、それをすぐに検証する、こういう作業があつて初めて事故が成立するというふうに思えます。あそこでいついつ事故があつたんだよ、僕の車が壊れたんだよと、こういう話ではないというふうに私は認識します。やはり、何らかの形で壊れたということであれば、原因があるわけですね。どこそこの路線のどこそこの穴に落ちて事故が起きたということであれば、速やかにやはりそこを証明しながら、市の方に請求するというのが普通の、通常考え方だというふうに思えます。何か、部長の答弁を聞いていますと、全く逆のように聞こえます。やはりそういうきちんとした手続を踏んでもらって、市でそれをきちんと対応していくと、これが普通のやり方であろうというふうに私は考えます。

それともう1点、先ほどの事故調査をきちんと検証していかなければいけないというふうに申しましたが、その部分で、やはりこういう形になったときに一番困るのは窓口の担当の方だと思えます。どうやって補償してくれるんだという交渉に来られて、その方がやっぱり間に入って交渉する中には非常に難しい問題もはらんでいるというふうに私は思います。ですから、やはりそれを承る中で、その当事者と担当者だけじゃなくて、やはり市の何らかのそういう形の機関があつて、そこで見ながら、いや、

この物件に関しては当然市として賠償しなければいけない、いや、この物件はちょっと変じゃないか、こういうことをやはりきちんと精査しながら、平等にやっていくという仕組みが必要だと思っんです。

多分この車、この方をどうのこうの言うわけじゃないんですけれども、この車でこれだけ壊れるという、それだけの穴がもし実際にあいていてそういう状況だったとするならば、1時間にあそこって車何十台も通るんです。多分、10台や20台でできないくらいパンクするんじゃないかというふうに、単純に思うとそういう発想になってしまうわけです。それをすべて市が責任を持ってやるのかという、そういう議論になってしまうと思っんです。

ですから、やはりきちんとした検証をする機関が必要ではないか、こういうふうに提案しているわけです。この点について答弁を求めます。

田中敏雄 議長 横手区長。

伊藤喜代美 横手区自治区長併横手地域局長 寿松木議員さんのご理解いただけるような答弁になるかどうかわかりませんが、今、交渉の窓口当たっている職員も大変つらいだろうというお話がありました。交渉の窓口であります地域局として、今回の事故に関して考えたようなことをちょっと申し述べたいと思っんです。

まず、先ほどのご質問の中で、通常車であればあの程度は壊れないだろうというお話がありました。これにつきましては、被害者との交渉の中で、パンクをしたことがわかったけれども、仕方なくそのまま会社まで走ってタイヤを交換したという状況を被害者の方から聞いております。このことは、保険会社にも報告しておりますが、このことによってより車体が損傷したということは考えられると思っんです。

それから、先ほど、何でも言われたとおりになるのかというお話がありましたけれども、やはり交渉する窓口としては、仮に1割でもこちらの道路管理上の責任がある場合ですと、相手が今回の場合も市民であるという、こういう状況を考えますと、やはり本当にそうなのかという、先ほど財務部長の話がありましたように、そこで落ちて、その穴ぼこに落ちたことによって車体が損傷したという裏づけとなる証拠を示せなんていうような立場で、そういう立場で交渉に臨める状況には決してないということをご理解をいただきたいと思っんです。

そういう現場で交渉した地域局の立場で今回の経過を反省した場合、確かにおっしゃるとおり事故の検証をするシステムの確立は必要だというふうに考えますし、それから先ほど事故証明のお話もありましたが、先ほど財務部長がお話ししたとおり、やはり警察といえどもはっきりした状況が判断できない限りは証明はできないということもありますし、ただ、私どもとしては事故証明をとることが、絶対的条件にはなりませんけれども、事故の抑止につながるのではないかというような感じは持っておりますので、これについては関係する部署と連携をとりながら検討しなければならないものではないかなというふうに考えておるところであります。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第39号の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は1時10分にいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時10分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第102号、認定第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第8、認定第102号平成17年度横手市病院事業会計決算の認定についてより日程第9、認定第103号平成17年度横手市水道事業会計決算の認定についてまでの2件を一括議題といたします。

説明を求めます。まず最初に、横手病院事務局長。

菊谷昭信 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました認定第102号平成17年度横手市病院事業会計決算についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本議会の認定をお願いしようとするものです。それでは、1ページ及び3ページにかかわる横手市病院事業会計決算収支についてご説明いたします。本決算は、合併後の平成17年度下半期分であります。

初めに、1ページの収益的収支についてご説明いたします。収入が30億9,220万311円に対し、支出は30億5,234万6,167円であります。この額から消費税分を控除した3,639万8,144円が純利益であります。

一方、3ページの資本的収支では、収入が4億1,414万3,775円に対し、支出は3億2,348万9,371円で、差し引き額9,065万4,404円であります。

それでは、内訳についてご説明いたしますので、1ページをお開き願います。

第1款市立横手病院事業収益では、予算額22億2,915万1,000円に対し、決算額22億961万8,801円で、収入率は99.1%であります。

第1項医業収益では、決算額20億7,675万5,079円で、収入率は98.9%、第2項医業外収益では、決算額1億3,286万3,722円で、収入率は103.5%であります。

また、第2款市立大森病院事業収益では、予算額8億6,265万9,000円に対し、決算額8億8,258万1,510円で、収入率は102.3%であります。

第1項医業収益では、決算額8億4,621万9,577円で、収入率は102.3%、第2項医業外収益では、決算額3,636万1,933円で、収入率は101.6%であります。

次に、支出の状況であります。

第1款市立横手病院事業費用では、予算額22億2,915万1,000円に対し、決算額21億639万5,747円で、執行率94.5%であります。

第1項医業費用では、決算額20億3,573万6,504円で、執行率は94.5%であります。

第2項医業外費用では、決算額7,065万9,243円で、執行率は96.9%であります。

なお、詳細につきましては、決算書の18ページ以降に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。

収入から支出を差し引きますと1億322万3,050円でありましたが、消費税分を控除した1億86万2,606円が平成17年度下半期の純利益であります。

第2款市立大森病院事業費用では、予算額9億5,651万9,000円に対し、決算額9億4,595万420円で、執行率は98.9%であります。

第1項医業費用では、決算額8億9,646万6,793円で、執行率は99%であります。

第2項医業外費用では、決算額4,311万9,684円で、執行率は99.8%であります。

第3項特別損失では546万7,000円、第4項国保直診施設事業費では89万6,943円の決算額となっております。

なお、詳細につきましては、横手病院同様、決算書の18ページ以降に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。

収入から支出を差し引きますと、マイナスの6,336万8,910円でありましたが、消費税分を控除した6,446万4,462円が平成17年度下半期の純損失となっております。

次に、3ページをお開き願います。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず初めに収入ですが、第1款市立横手病院資本的収入では、予算額3億3,008万5,000円に対し、決算額も同額であります。

第1項他会計負担金では5,728万5,000円、第2項企業債では2億7,280万円の決算額であります。

第2款市立大森病院資本的収入では、予算額8,405万9,000円に対し、決算額は8,405万8,775円であります。

第1項企業債では440万円、第2項出資金では7,965万8,775円の決算額であります。

次に、支出についてですが、第1款市立横手病院資本的支出では2億5,333万6,518円、第2款市立大森病院資本的支出では7,015万2,853円の決算額であります。

その内容は、建設改良費及び企業債の償還金であります。なお、建設改良費の内訳につきましては決算書の12ページに記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、病院事業の概要を報告いたしますので、9ページをお開き願います。

次に、病院事業の概要についてご説明いたします。

横手病院の場合ですが、診療科目は内科など15科を標榜しておりますが、医師確保の都合上、耳鼻咽喉科は休診中であります。

病床数は、一般病床が250床、感染症病床4床の254床で運営いたしました。

患者様の利用状況は、入院が延べ人数で4万825人、対前年度比283人の増、外来は9万1,611人で、対前年度比335人の減となっております。

料金収入では、1人1日当たり、入院では3万889円、外来では7,987円となっております。対前年度比では、入院で918円、外来では459円の増となっております。

建設改良費では、患者サービスの充実を図るために、総額1億4,845万2,655円で整備を図ったところ です。

収支については、下半期で1億86万2,606円の純利益を計上することとなりましたが、上半期決算において純損失が9,208万6,738円ありましたので、平成17年度通算では877万5,868円の純利益となりました。

次に、大森病院についてです。

診療科目は、内科など9科を標榜しておりますが、医師確保の都合上、泌尿器科は休診中であります。

病床数は、一般病床100床、療養病床50床の150床で運営いたしました。

患者様の利用状況は、入院が延べ人数で2万6,923人、対前年度比19人の増、外来は3万8,689人、対前年度比434人の増となっております。

料金収入では、1人1日当たり、入院では2万3,475円、外来は5,014円となっております。対前年度との比較では、入院が794円、外来が361円の増となっております。

建設改良費では、患者サービスの充実を図るために、総額217万817円で整備を図ったところ です。

収支については、下半期で6,446万4,462円の純損失となりましたが、上半期決算において純利益が9,287万6,088円ありましたので、平成17年度通算では2,841万1,626円の純利益となりました。

以上、平成17年度下半期の概要を申し上げましたが、2006年は医療制度改革による医療制度のあり方が大きく変わる1年になりそうです。ますます厳しい医療環境ではございますが、両病院がお互いの特性を生かし、協力関係を今後とも推進し、地域の皆様から信頼される、さらには健全な病院づくりを目指して努力してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 次に、上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました認定第103号平成17年度横手市水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

水道事業につきましては、昨年10月1日、合併の特例を生かしまして6事業体を1つの事業体とする合併時統合認可を厚生労働省から得ましてスタートしております。実際の運営におきましては、それぞれの事業の経営実態を把握する必要がございますので、6事業体ごとに経理を行い、連結決算としてお

ります。一本化した経理でなかったことから、決算後に修正を加えざるを得なかった点もございました。それでは、1ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、第1款水道事業収益では、予算額8億1,281万4,000円に対しまして、決算額8億2,945万1,837円で、1,663万7,837円の増額となっております。

この内訳といたしまして、第1項営業収益の決算額7億1,832万7,109円で、1,567万8,109円の増となっております。横手、増田、十文字の給水収益の伸びによるものでございます。

第2項営業外収益は、還付消費税や本庁の経費などでございまして、決算額1億1,112万4,728円で、予算額より96万3,728円の増となっております。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用では、予算額8億5,115万1,000円に対しまして、決算額7億9,731万6,455円で、執行率93.7%となっております。

この内訳といたしまして、第1項営業費用では、決算額5億8,176万2,600円、執行率92.4%、4,759万9,400円の不用額となっております。

不用額の主なものといたしまして、横手の浄水場動力費、配水管修繕費や増田、大森の修繕費などが予定を下回ったことによるものでございます。

次に、第2項営業外費用の決算額2億1,312万9,202円は、起債の支払い利息、支払い消費税などあります。

次に、3項特別損失でございます。決算額242万4,653円は、不納欠損額でございます。

なお、収益費用の明細につきましては、23ページから24ページの収益費用明細書に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入、第1款資本的収入では、予算額15億3,061万6,000円に対しまして、決算額15億3,454万6,806円で、393万806円の増となっております。

この内訳といたしまして、第1項企業債の決算額6億7,080万円は、各配水区の建設改良費に充てたものでございます。

第2項出資金3億5,345万6,416円は、大森浄水場建設に係るものでございます。

第3項国庫補助金4億4,942万1,000円も、各配水区の建設改良に充当したものでございます。

第4項他会計補助金3,526万2,000円は、起債償還などにかかります繰入金でございます。

第5項工事負担金508万950円は、横手配水区の三枚橋地区区画整理事業に伴います配水管布設工事などの負担金でございます。

第6項水道加入金は、新規加入、口径変更などに伴うものでございます。

次に、支出にまいりまして、第1款資本的支出、予算額17億6,303万7,000円に対しまして、決算額17億2,086万7,075円で、執行率97.6%となっております。

内訳といたしまして、第1項の建設改良費は、決算額14億9,692万2,343円で、執行率97.8%となっております。各配水区の水道施設整備を行ったものでございます。不用額3,286万4,657円は、横手浄水場設備改善の見直しによるものや工事請負差額などでございます。

第2項企業債償還金は、2億2,368万5,566円であります。

予備費の使用はございませんでした。

資本的収入、支出を差し引きしますと、1億8,632万269円の不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金1億3,874万1,479円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,757万8,790円で補てんしてございます。

次に、9ページにまいりまして、平成17年度水道事業報告書についてご説明いたします。

でございますが、建設改良工事の状況についてです。横手配水区は、未給水地区解消のための拡張工事や金沢簡易水道統合整備事業などが施行されております。

平鹿配水区は、JR横断工事や国道13号線沿いの配水管布設工事が行われております。

十字配水区は、同じく国道13号線の横断配水管布設工事などが行われております。

増田、平鹿、十字配水区は、それぞれ成瀬ダム対策や簡易水道統合整備事業なども実施しております。

次、大森配水区は、浄水場建設工事が実施されました。

大雄配水区は、統合認可時に厚生労働省から求められておりましたクリプトスポリジウム対策について協議、検討しております。

次に、八でございます。給水の状況についてですが、有収率が80.44%となっております。年度末、給水戸数が2万4,408戸、給水人口6万7,076人で、給水普及率は86.33%となっております。

次に、二でございます。財政の状況についてですが、973万3,853円の純損失となっております。これは、冬期暫定賦課等に伴って生じたものと思っております。上半期を含めました通年決算でまいりまして、約8,200万円の利益計上となっております。

水道事業の経営環境は、今後も人口の減少や節水意識の定着に伴いまして、給水量や収益の伸びは期待できない状況にありまして、一段と厳しくなるものと予想されております。これまでの地域単位での事業計画を一本化いたしまして、地域を超えて水の融通を図る配水管網の整備や浄水場の整備統合など、将来に向けて安全で安定した水の供給可能なシステムの構築を図るため、ただいま水道事業計画を策定中でございます。また、組織や業務の簡素化、合理化を積極的に進めまして、経営基盤の強化と健全経営を目指してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成17年度横手市病院事業会計決算及び平成17年度横手市水道事業会計決算については、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本決算は14人で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり14人を指名いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました14人の議員を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

議案第241号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第10、議案第241号横手市ペット霊園の設置等に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第241号横手市ペット霊園の設置等に関する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、ペット霊園の設置等については、明確な法整備がなされていないため、近年、全国各地で環境への悪影響を心配する住民とペット霊園業者との間にトラブルが顕著になってきております。この対策として、各自治体におきましてペット霊園設置に関する条例を定める例がふえてきております。横手市におきましても、旧東部斎場のペット霊園としての利活用を機に、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるよう、適切な基準を定める条例の制定が必要であろうと考え、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

条例の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

第1条では目的、第2条では定義、第3条から第6条では許可制を定め、運用する規定となっております。

第4条の設置基準につきましては、ペット霊園の設置場所の基準、ペット霊園の施設の基準、周辺住民への説明会の実施等を定めております。設置場所の基準では、公共施設または住居の敷地境界から、

ペット霊園を設置しようとする土地の境界までが100メートル以上離れていること。ただし、施設にあっては管理責任者、住居にあっては当該世帯の代表者全員の同意を得たときはこの限りではないといたしております。

また、飲用水を汚染するおそれのない場所、河川に近接せず、水はけの悪い土地でないこと、隣接するすべての土地所有者の同意を得ることを条件にいたしております。

施設の基準では、境界の明記、排水路の整備、修景施設の整備、火葬炉に関し定めております。

第7条から12条までは、適正な管理を指導していくための規定となっており、報告の徴収及び立入検査、改善勧告、改善命令、許可の取り消し、さらには使用禁止命令を定めております。

第13条では委任、附則では施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。10番近江議員。

10番（近江湖静議員） 条例のルールの記事については、非常に立派でございます。質問の余地がありませんけれども、今、この条例を制定することについてのその背景、条例を制定する背景、そして、今後の霊園の見通しについて、少しお尋ねをしますが、おわかりのとおりには僕は旧横手のときに、六、七年前に、この場で二、三回ペット霊園の問題提起、提言をしてきました。担当部長、よくおわかりのとおりであります。

そこで、今新しくペット霊園の条例を制定をする。先般の協議会のときにも何か質問があったようですけれども、ちょっと部長の説明は舌足らずといいますが、体調が悪いから仕方ありませんけれども、ちょっとアバウトのような感じでありますので、しっかりと説明責任を果たしてもらいたいという気がしているところであります。責任であります。

そこで、今の旧斎場を民間に売却をする、そして何か市報説明をして公募をして、数社が来ている、こういう経緯がわかっております。それは、今現状においてどのような方向になっておるのかどうかと、いま一つは、ペット霊園でありますので、我々の素人判断については、焼却炉とペット霊園とセットでなければ民間の商売は成り立たないのではないだろうか、ということがございますが、その辺についてどういう見通しを持っておられるのか。

そして、市長説明でもありますけれども、東部斎場のペット霊園としての利活用、斎場そのものが霊園と一緒にみなすという理解の仕方についても、私としてはちょっと意外であります。霊園というのは、やはり普通の公園といいますが、そういうふうにつくられた共同墓地的なものではないだろうか、こういう感覚でございますので、そういう点についてひとつ考え方であります。

当然、このように立派な文句のないような条文がきっちり出されておりますので、そういうペット霊園の新横手市の皆さん方の需要と、それから業者のそういう受け入れ態勢についても見通しがあったと思いますが、いずれにしても私の七、八年前の問題提起は、やはりペット愛好家の位置から問題提起をしたと同時に、ペット霊園については、前郷財産区の会合の中でも、一応適地が、適合あるんじゃない

かという問題も過去において提言をしたことについても、市長も、恐らく担当部長も十分わかっていると思います。その辺について、全体的な関係ありますので、お答えをください。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 旧東部斎場のペット霊園化といいますか、火葬についての状況についてなんですが、当初、この東部斎場をペット霊園にしたいというか、火葬炉にしたいということで、市報等で情報を流したわけなんです、その情報に対して4業者の方が関心を示していただきました。その後、やはりその業者の方々も、それから私ども行政も初めての事業でもありますし、業者にしてみればやはり経営のノウハウ的なものもなかなかわからない状況、それから私ども行政としてはそのペット霊園が住民の生活環境に与える影響等、そういうものもはっきりしないということで、かなり長期にわたっていろいろ勉強なり研究なり検討をさせていただいてきたところです。

業者の皆様方からいろいろアンケート調査なんかをいたしますと、やはり業者の方々は、あの大きい斎場、火葬炉でペット霊園を、維持経費のことなんか考えた場合に果たしてうまくやっていけるかどうか、それから、かなり古い建物、設備でございますので、その改修関係の、リニューアル関係のお金はどのくらいかかるのかという、そういう初期の投資の問題、それが経営に与える影響とか何かいろいろ問題がございました。今のところ、4業者のうち、まだなお持続して興味を持っていただいている方は1業者だけではございますけれども、今、10月に入りまして、早速一般競争入札で公募をいたしたいなというふうに考えておるところでございます。

それから、霊園とそれから火葬炉の関係なんです、やはりセットでないとなかなか経営的には難しいんじゃないかな、そういうふうに思っております。それから、私がペット霊園と言った場合は火葬炉も一緒に、そういう意味では火葬炉も一緒に含んだものというふうにご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、霊園の需要の関係なんです、実際にデータとして把握しているのは、南部の環境保全センター、ここで動物専用の焼却炉がございますけれども、そのデータによりますと、平成16年度の実績で299匹がございます。ほかの施設の方は一般廃棄物として処理をしているものですから、南部の環境保全センターは前処理、動物の焼却する場合に前処理が必要だということで、まず専用炉があるわけなんです、それでこういうデータがはっきりしているわけなんです、ほかの清掃センターではそのことをなかなか把握できないような状況になっております。

それで、まず参考までなんです、由利本荘市、ここでは年間539匹の処理がされているようでございます。ただ、これがストレートにペット霊園の需要者になるということはわかりませんが、一応参考データとしてご提出させていただきたいと思っております。

それから、前郷集落との関係なんです、これについては今後、もし必要であるとすれば、前郷集落の方とも協議をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 10番近江議員。

10番(近江湖静議員) ほぼわかったような気がしますけれども、1つだけ今後の方向について確認といたしますか、聞いておきますけれども、焼却炉、旧斎場が1社くらい見通しがついてきたという話がありますが、そうすればペット霊園が、要するに近隣の適合適所の場所の選定をしなきゃならないと、そういうふうになると思いますが、その辺についてどのような考えで当局は対応していこうとしているのか。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 すみませんが、先のところがちょっと聞こえなかったものですから、もう一度すみませんです。

10番(近江湖静議員) 要するに、旧斎場のペット焼却炉についてはわかりますが、問題はペット霊園です。それは、やはり近隣の適合適所の場所を獲得しなければ、行政としてもやはりならなきゃならないだろうと。逆に言えば、今の旧斎場は焼却炉と一緒にペット霊園ではないんでしょう、そういうことだと思いますので、市長説明を見れば、ちょっとごちゃごちゃというような理解の仕方で見られますので、旧斎場のペット霊園としての利活用、大きく解釈すれば解釈できるけれども、旧斎場についてはあくまでもペットの焼却だと、そして新しく別の場所に霊園を設けなければならぬだろうと、そういうふうに理解をしてもいいかどうか。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 火葬炉と霊園の関係なんですけれども、先ほど申しましたように、やはりセットでないとなかなか経営的に難しいというのは間違いないと思います。それで、ただ業者によりましては、そういう一般的な霊園という考え方と、それから納骨堂という、そういう考え方の方もいらっしゃいます。私どもが接触した業者の方のお話ですと、東部斎場内にそういう納骨堂を、あれだけ広い面積のある建物ですから、その建物内に納骨堂をつくって霊園としたい、そういう考えの方もいらっしゃいました。

いずれにいたしましても、今、一般競争入札をやるわけですが、霊園に関してはそこで落札された方とのこれからの協議事項になるのかなというふうに思っております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

24番(高橋勝義議員) 霊園ですから、直感的にまず墓ではないかなと思います。例えば、ペットが1坪でも何でもいいんですけれども、それらの墓みたいな形のものをつくるんじゃないかなと思います。そこで、実際にペット霊園というのは、地目的にどういう形になるのか、墓地なのか。墓地だとすれば、我々個人では墓地造成は、あるいはかなりの大きなお寺さんでないとできないような感覚になります。その霊園をつくるためには、例えば農地でもいいのか、あるいは宅地、いろいろな地目の土地がありますけれども、実際に地目はどういうふうになるのか、教えていただきたいと。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 条例の説明の冒頭に申し上げましたが、ペット霊園に関する確かな法的なものはありません。そういう意味では、今、議員がご質問なされた墓地なのか、多分墓地というのは人間の墓地に対する感覚でおっしゃっているかと思えますけれども、そういう意味の墓地ではないというふうに認識しております。

墓地の地目ですか、霊園の地目、ちょっと担当課長が今後ろに走りましたのでちょっとお待ちいただきたいんですけども、ただ、ちょっとほかの市の状況なんですけど、農地転用をして、それで普通の資材置き場にして、それを今度ペット霊園にした、そういうことで県の指導が入ってその事業が取りやめになったという、そういう経緯があります。そういうことですので、地目的には普通の一般的な固定資産で言う一般的な地目なんではないかなというふうに思うんですけども、ちょっとお待ちください。

田中敏雄 議長 環境課長。

粕加屋健市 福祉環境部環境課長 今の地目の件につきましてでございますけれども、いずれ農地等につきましては農地転用という形になると思います。地目的には、雑種地というような取り扱いになるんじゃないかなという気がします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第242号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第11、議案第242号横手市緑資源機構旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第242号横手市緑資源機構旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由としまして、旧農用地整備公団が雄物川地域と大森地域で実施しました出羽丘陵東部区域広域農業開発事業、いわゆる草地開発等の事業でございますが、これにかかわる受益者の負担金等の徴収に関しまして必要な事項を、旧雄物川町と旧大森町の負担金徴収条例をもとに新たに制定しようとするものでございます。

旧農用地整備公団によります雄物川地域と大森地域の出羽丘陵開発事業は、昭和58年から平成元年にかけて、両地域合わせて165ヘクタールで実施されております。受益農家数は、両地域合わせまして67人でございます。負担金徴収期間は、3年間の据え置きを含めまして平成元年から平成20年までとなっております。

旧農用地整備公団につきましては、昭和49年に農業の生産性の向上と農業構造の改善に資することを

目的に設立されておりますが、平成11年に廃止されておりました、その業務は森林開発公団に引き継がれております。その森林開発公団につきましても、緑資源公団と名称を変更しまして、平成15年に独立行政法人緑資源機構として新たに設立されているところでございます。旧農用地整備公団から業務を継承した組織の名称あるいは機構が変わるたびに関係する法令等も変更になっておりました、今回、それらを引用した形で条文化し、提案しております。

条例の概要ですけれども、12ページ以降に記載しております。

第1条では条例の趣旨を、第2条では負担金徴収の対象者を、第3条から次ページの6条までは負担金の額、徴収方法及び納期限を、それぞれ旧雄物川町・大森町の条例に基づいて定めております。納期限につきましては、旧雄物川町と旧大森町で違っておりましたが、納期限の遅い旧雄物川町に合わせまして2月10日としております。

第7条及び第8条では、対象農用地を事業完了の公告以後、8年以内に目的外用途に転用した場合に徴収する特別徴収金について定めております。

附則では、公布の日から施行するという事と、経過措置としまして、この条例の施行前までの関係する手続その他の行為は、旧雄物川町、旧大森町のそれぞれの負担金等徴収条例に基づいて行うものと定めております。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 合併時には、ほとんどの条例が業務執行者によって専決処分して公布されておるわけですが、これはいわば負担金ということで継続する内容のものでありますし、なぜ合併時点でこの雄物川町並びに大森町の条例が新しい条例として公布されなかったのか、それが第1点でございます。

それから、関係者が67人おられるようであります。この負担金の内容は私もよくわからない、定かではありませんが、現在これらの負担義務のある権利者の方々の実態とそういう納入状況など、わかりましたらお尋ねいたしたいと思っております。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま赤川議員さんから2点についてご質問がありました。なぜ今提案するのか、普通であれば合併時に制定するべきでなかったかというご質問です。まさにそのとおりであります。本来は、合併時に統一した条例として議会の議決を求めるべきでありましたけれども、大変申しわけございませんでしたが、取り落としということで今回提案させていただいた次第であります。まことに申しわけなく思っております。

それから、第2点の現在の負担金の実態あるいは納入状況はどうかということですが、先ほど両地域合わせて受益者数が67人と申し上げましたが、そのうち大半の方が繰上償還といたしますか、一括償還しております。現在、平成20年度までの償還期限までに基づいて納入している方は、両地域合わせて

15人おります。具体的な納入状況ということですが、両地域とも一部納入が滞っている方も見受けられるようでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 毎年年度内に負担金を町に納入することになっているわけですが、この条例がない空白期間のそういう法的なよりどころと申しますが、そういうのはどういうふうな格好になっているのか。

それから、負担金の納入については、それぞれが債務負担行為で議決をしております、たとえば負担金が納まってこなくとも町が負担をするというふうな格好になっているのじゃないかなというふうに私は思うわけですが、そこら辺の実態について再度お伺いいたします。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 条例のない空白期間はどのようにするのかということですが、附則としまして経過措置ということで掲げさせていただいております。旧雄物川町、それから旧大森町の負担金徴収条例によるということで、経過措置ということで掲げさせていただいております。

それから、債務負担行為によって町で負担しているんじゃないかなというご質問ですが、旧雄物川町で負担行為を持って返済しております。ただし、毎年納付書を送付しまして納入の督促を行っている、時効とならないようないろいろな手続をとっているということで作業を進めているところでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第243号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第12、議案第243号横手市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第243号横手市職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、医療改革制度に伴い病院事業職員の定数を増加させるために条例を改正しようとするものであります。

18ページをごらんいただきたいと思います。

定数条例の表中、病院事業の項の中で、現在325名となっておりますものを350人に改める、25名の増であります。同表の合計欄、1,903人となっておりますものを、25名増加して1,928名に改めようとするものであります。

なお、内訳といたしましては、横手病院の定数が現在220のものを230に、それから大森病院の105人を120人にしようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） この条例改正ですけれども、先ほど市長の所信表明にも出てきております。この制度の目立つところは、まず医療費の適正化といいますが、国民の負担可能な範囲で抑えるということと、これからの高齢化を展望した中で、公平でわかりやすい保険制度ということでまずこういう改正が行われていると思いますが、そういう適正化に向けて、今、生活習慣病の予防とか、あとは平均入院日数といいますが、病院の中で過ごす日数を短縮していくなどいろいろなそういう方向で進められておるとは思いますけれども、これが市長の答弁でもありますように、収入を確保するために看護体制の拡充が必要になるということも述べられておりますけれども、看護体制の拡充と改革の今の定員のことは、どのような関連があるか、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

田中敏雄 議長 病院事務局長。

菊谷昭信 市立横手病院事務局長 それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

今ご質問ありました、いわゆる定数増の関係でございます。実は、これは今回の平成18年度4月から実施されました診療報酬改定がございまして、その中で4つの視点がございまして、一番大きい視点として今回示された内容が、患者さんの生活の質、いわゆるQOLを上げるための体制をつくりなさいというふうな項目がございました。その中で、今回の診療報酬の入院基本料という項目があるんですけども、その部分で従来、うちの病院も大森病院も、旧方式でご説明いたしますと、従来2.5人の患者さんに1人の看護師を配置しておったんですが、今回求められたのが2人に1人と、もしくは1人に1人というような内容でございました。これからしますと、従来の方法でいくと当院の場合は約7,000万円の減収が見込まれました。大森病院でもそういった部分がありましたので、この後、医療をやっていくためにはどうしても、そういった看護師等の医療職員の配置をしていかないと診療報酬が確保できないという見通しがありましたので、それに見合った事業を確保するために、今回条例改正のお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第244号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第13、議案第244号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第244号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この一部改正は、介護予防サービスを提供できる施設とするためのものですが、20ページをお願いしますが、第2条につきましては条文の整備でございます。

第5条では、利用料金の額の条項につきまして、個々のサービス区分ごとの表記から、厚生労働大臣が定める基準にしようとするに改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第245号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第14、議案第245号横手市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。山内区長。

大和正治郎 山内区長 ただいま議題となりました議案第245号横手市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、料金を明確化したいことから、今まで使用料として徴収していたものを入浴料に変更する条例改正に伴い、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

内容についてご説明申し上げますので、22ページをお開き願ひします。

改正であります。題名を「横手市老人福祉センター」から「横手市山内老人福祉センター」に改め、使用料を入浴料に変更するものであります。今まで使用料で徴収してはりましたが、その中に入湯税も含んでいたことから、入浴料の方が明確であることから変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第246号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第15、議案第246号横手市介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第246号横手市介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この一部改正は、介護予防サービスを提供できる施設とするためのものですが、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、同じく食事などの項目を加えまして、厚生労働大臣が定める基準費用額または負担限度額という表現に改めるための別表の全部を改正しようとするものですが、これまで行われてきましたサービスの利用料金につきましては変更はないものがございます。

第3条から第5条につきましては、条文中の字句の整合性を図るための改正であります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第247号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第16、議案第247号横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第247号横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、一般廃棄物処理手数料の負担の公平性の確保と粗大ごみ処理手数料基準の条文整備のための現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、本議会の議決を得ようとするものがございます。

条例の改正内容につきましてご説明いたしますので、29ページをお開き願います。

第18条ですが、一般廃棄物処理手数料関係の改定でございまして、その第1項中「（その額に10円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）」というふうになっておりますが、それを削り

まして、あわせて条文の整備のため、「徴収することができる」を「徴収する」に改めようとするものでございます。

その内容なんですが、これは粗大ごみの基準額に300円と900円という料金設定がありますが、現行のままですと、この300円と900円に消費税分として100分の105を乗じますと、10円未満の端数処理をすることで、粗大ごみ処理手数料に1枚購入したときと2枚購入したときに差が生ずる場合があるため、負担の公平性を確保するために削除しようとするものでございます。

それからまた、同項第2号から第5号までにつきましては、これを削除いたしまして、新たに同項に第2号を加え、別表を追加する、改定につきましては粗大ごみ手数料につき重さ及び大きさによる基準を条例で示しまして、その具体的な品目の例につきましては規則にゆだねようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第248号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第17、議案第248号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第248号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、一般の医療制度改革による現金給付の見直しの中で、出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げることが決定され、これを受けて、先般引き上げのための政令改正が行われたところでございます。国民健康保険法では、条例または規則の定めるところにより出産育児一時金の支給を行うこととしており、市町村の条例事項となっております。本市といたしましては、少子化対策の一環として出産費用の負担軽減を図るための改正でありますので、健康保険法の改正に合わせて、本市の国民健康保険被保険者の出産に伴う費用の負担軽減を図るために引き上げを行おうとするものでございます。

附則では、施行期日を10月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） これは非常に国でも肝いりで、よかったなというふうに思っておりますけれども、市長の所信説明、この中にもありましたとおりに、出産一時金の代理受領制度、これについて10

月から実施をすると、これに関連しております。そういう中で、もはや9月であります。その周知についてどうなっているのか、要綱についてどうなっているのか、ご説明をお願いいたします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 出産育児一時金の委任払いの関係なんです、これは今、横手市でも、所信でもご説明させていただきましたけれども、10月1日からやらせていただくわけございまして、大変国の制度の関係、そちらの方の改正の時間的な問題もありまして、ちょっとおくれたような感じなんです、10月1日号の市報で市民の皆様方に情報を提供したい、そういうふうを考えております。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 部長、これおくれたんでなくて、広報はやっぱり10月1日号でしようがないかもしれないけれども、母子手帳等配付されていると、当該者についてはやはりその情報をきっちりと教えて、期限の利益を損なわないようにやっぱりするべきだと私は思うんですけども、その点についてお考えを伺います。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 この事業が市民の皆様方にきちっと浸透するように、議員のご提案の件も踏まえまして、検討させていただきたいと思えます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第249号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第18、議案第249号横手市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第249号横手市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

委員の任期は2年で変更はございませんが、4号委員から7号委員、市の職員等が該当するわけございまして、その任期を明確にするために改正をいたしまして、第7条に、委員の再任されることができる条項を追加しようとするものでございます。

何とぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第250号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第19、議案第250号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第250号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由としましては、秋田県信用保証協会では国の信用補完制度の見直しにのっとりまして、市町村制度融資にかかわります連帯保証人条件について今般改正することになっております。それに伴いまして、市の条例も所要の規定を整備する必要が生じまして、今回一部改正案を提案するものでございます。36ページをお開きお願いいたします。

改正の内容につきましては、第5条中「申請書に連帯保証人連署して」の部分を「申請書を」と改めようとするものでございます。秋田県信用保証協会では、保証人の規定につきまして連帯保証人1名以上とすると定めておりますが、9月以降からは連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とするという内容に改正することにしております。

現行の横手市中小企業融資あっせんに関する条例第5条には、秋田県信用保証協会の規定に基づきまして、融資のあっせんを受けようとする者は、別に定める申請書に連帯保証人連署して市長に提出しなければならないと連帯保証人の必要を定めております。今回、秋田県信用保証協会が改正しようとする内容に合わせまして、先ほど述べましたように、第5条中の申請書に連帯保証人連署しての文言を連帯保証人連署しての部分を削除して、ただ単に、申請書をにと改めようとするものでございます。

今回の改正につきましては、国の連帯保証人の徴求基準の改正に伴うもので、保証人連署の規定に依拠されない中小企業者の信用力を補完することと、万が一中小企業者が倒産した場合、事業とは本来関連のない保証人まで弁済を求めることになり、保証人に過大な負担を強いる結果となることなどから、秋田県信用保証協会でも国の改正に合わせまして保証人補完制度を見直しすることにしたものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第251号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第20、議案第251号横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第251号横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由としましては、横手地域の黒川地区へ新たな農村公園を設置するため、条例を一部改正しようとするものでございます。

38ページ、お開き願います。

一部改正の中身につきましては、今般完成、供用開始しました黒川農村公園を、別表に新たに追加しようとするものでございます。これで、農村公園等設置条例に規定されます農村公園は、市内全域で44カ所となります。

黒川農村公園につきましては、平成14年度から実施されておりました黒川地区の農村総合整備事業の一環として整備されたものでございます。公園の面積は約7,400平方メートル、そのうちの約6,400平方メートルが芝生広場となっております。これが大きな特徴となっているようでございます。照明灯も8基備わっておりまして、多目的に活用できるように配慮されております。

現在は、横手地域局の維持課の管理となっておりますけれども、他の農村公園同様、指定管理者制度に移行したい考えであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第252号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第21、議案第252号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第252号横手市営住宅設置条例の一部改正についてであります。

これについては、新たに平鹿地域の醍醐地区に市営住宅を設置するとともに、十文字地域の旭住宅を廃止するために、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。40ページをごらんいただきたいと思いますが、別表第1号は、これは旧平鹿町の項になっておりますが、今年度完成をいたしました醍醐団地戸数10戸について、横手市平鹿町醍醐字上醍醐43番地を加えようとするものであります。

さらに、昭和42年度の項であります、これは十文字、昭和42年度建設の旭住宅の4戸分を削除をし、用途廃止をしようとするものであります。

また、共同施設の部では、これは41ページの部分になりますけれども、今年度の醍醐団地多目的広場とそれから幼児遊園、これをこの条例に加えようとするものであります。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第253号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第22、議案第253号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第253号横手市単独住宅条例の一部改正についてであります。

これは、老朽化した単独住宅の一部を廃止しようとするものであります。

改正の内容であります、44ページをごらんいただきたいと思いますが、別表第1号中であり、これは増田町の34年度建設の福嶋住宅2戸あるわけであり、その中の1戸を用途廃止をし、戸数を1戸に改めるというものであります。

それから36年度、それから40年度の項であります。これは月山住宅であります。それぞれ1戸ずつ用途廃止をしようとするものであります。

さらに、昭和44年度、竹原住宅についてであります。これは2戸中1戸を用途廃止をしようとするものであります。

さらに、その下、45年度の項について、これも竹原住宅の1戸を用途廃止をしようとするものであります。

その次の45ページであります、これについては別表第2の昭和36年度、40年度、45年度の項の削除、これについては今申し上げました用途廃止に伴って住宅の家賃表を削除しようとするものであります。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第254号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第23、議案第254号横手市水防協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第254号横手市水防協議会の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

水防法の一部改正に伴いまして、条例第1条中、水防協議会設置条項が第26条から第33条に変更となったために改正をしようとするものでございます。

第3条第5項第6号中、「消防団連絡協議会会長」を、条例の整合性をとるために「消防団連絡協議会の会長」と改正するものでございます。

委員の任期は2年で変わりませんが、4号委員から7号委員 これは市の職員関係ですけれども、までの任期を明確にするため改正をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第255号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第24、議案第255号字の区域の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第255号字の区域の設置についてご説明申し上げます。

本案は、県営ほ場整備事業境町北部地区の改良事業に伴いまして、字の区域を設置しようとするものです。

49ページから54ページまでをごらんいただきたいと思います。

49ページ以降の表につきましては、左側が新たに設置する字でありまして、右側が従前の字であります。新しい字は、上境字栄川原、それから51ページ下段の方にありますが下境字栄川原、それから53ページの方にあります下境字貴船のこの3つの字を設置しようとするものです。

よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第256号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第25、議案第256号字の区域の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第256号字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、県営ほ場整備事業般若寺地区の改良事業の施行に伴いまして、字の区域を変更しようとするものです。

56ページから58ページをごらんいただきたいと思います。

この表の左側にあるのが変更前の字の区域です。右側が新しい区域でありまして、変更する字は、横手市塚堀字般若寺であります。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第257号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第26、議案第257号字の区域の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第257号字の区域の変更について説明いたします。

本案は、大雄唐白天地区の土地改良事業施行に伴いまして、字の区域を変更しようとするものです。

60ページをごらんいただきたいと思います。

左にあります変更前の字の区域を、すべて横手市大雄字牛中嶋に変更しようとするものです。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第258号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第27、議案第258号平成18年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第258号平成18年度横手市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21億8,535万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を487億7,682万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、6ページをお願いいたします。

第2表のとおり、本庁公用車リース料ほか1件を追加し、たいゆう保育園公用車リースの期間と限度額を変更しようとするものでございます。

次に、第3条、地方債の補正でございますが、次の7ページをお願いします。

第3表のとおり、公的医療施設整備支援事業ほか1件を追加し、次のページにありますとおり、次の8ページでございます。移動通信用鉄塔施設整備事業ほか15件の限度額を変更しようとするものでございます。今回の地方債の補正は、事業費の変更によるもののほか、今年度から協議制への移行に伴いまして今後の起債の許可申請を行うためには、予算措置済みのものだけが対象となることから、予定額通知の額に合わせた限度額の変更を行っております。

それでは、補正の主な内容につきまして、歳出の方からご説明申し上げますので、19ページをお願い申し上げます。

第2款総務費、1項総務管理費、7目企画費に、公的医療施設整備支援事業として15億735万円を計上しております。これは、平鹿総合病院の移転新築事業に対する補助金でございます。平鹿総合病院は、来年4月の新病院開院を目指して工事が進んでおりますが、建築事業費の13%を補助しようとするものでございます。財源といたしましては、合併特例債を充当する予定でございます。

次に、20ページをお願い申し上げます。

同じく総務管理費、9目電算情報管理費に、ネットワーク構築事業として590万円を計上しております。これは黒川地区のADSL設備設置に対する通信事業者 NTT東日本でございますが、への補助金でございます。黒川地区のインターネット化の高速化につきましては、地域住民からの要望が多く、事業者単独での設置が困難であるとのことでしたが、このたび県からの補助金を受けて整備しようとするものでございます。事業者が事業費の3分の1を負担しまして、残り3分の2を、県から3分の1、市から3分の1を負担して補助しようとするものでございます。

同じく13目諸費に、町内会館等建設事業として478万8,000円を計上しております。これは町内会館等の集会所の建築や補修等に対する補助金でございますが、申請件数がふえる見込みとなりましたので、今回増額の補正をお願い申し上げます。

同じく諸費に、合併1周年記念式典事業として575万2,000円を計上しております。これは合併1周年を記念いたしまして、記念式典を開催するとともに、合併記念の全市マップを作成し全戸に配付するなど、地域間の交流や市民の一体感を醸成するために事業を行うための経費でございます。

続きまして、23ページをお願いします。

3款でございます。民生費、1項社会福祉費、2目身体障害者福祉費で、身体障害者指定施設支援費から2,000万円を減額しております。これは、障害者自立支援法施行に伴いまして、基準単価の減と利用者負担額の増による施設への支援費、扶助費の減少によるものでございます。

次に、24ページをお願いします。

一番上の1行目でございますが、障害者地域生活支援事業として1,897万6,000円を計上しております。これは、障害者自立支援法の施行によりまして、障害のある方々を総合的に支援するため、関係機関との連絡調整などのための相談支援事業や日常生活用具の給付事業、移動支援事業、地域活動支援事業、訪問入浴サービス事業などの事業を行うための経費でございます。

次のページの25ページでございますが、同じく民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の中に、児童福祉総務費として2,075万9,000円を計上しております。これは、平成17年度の児童扶養手当給付費国庫負担金の精算金でございます。

26ページをお願いします。

4款衛生費でございます。1項保健衛生費、5目老人保健費に後期高齢者医療広域連合事業として105万9,000円を計上しております。これは、平成20年4月から全市町村が加入して運営を行う後期高齢者医療制度が創設されることになったことから、その準備を行うため広域連合準備委員会に対する負担金でございます。

同じく衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費に、東部環境保全センター管理運営費として923万2,000円を計上しております。これは、東部環境保全センターの焼却炉の補修工事費などでございます。

続きまして、29ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費ですが、次のページ、30ページに街路灯・防犯灯管理費として428万6,000円を計上しております。これは、増田、雄物川、大森、十文字の各地域局の街路灯の修繕などにかかわる経費でございます。

同じく道路橋りょう費の3目道路新設改良費に、単独道路改良事業（くらしのみちづくり事業）として693万円を計上しております。これは、横手地域の旭西部線改良工事の追加と、堤・婦気線の評価替えによる用地購入費の増による増額でございます。旭西部線の改良工事は条里般若寺線と担い手育成基盤整備事業で整備される農道が接続する区間33メートルを整備しようとするものでございます。

同じく6目雪対策費に克雪施設管理費として492万円を計上しております。これは、十文字地域局の消雪パイプの井戸ポンプの交換、流雪溝の井戸の洗浄に要する経費でございます。

31ページでございますが、同じく土木費の4項都市計画費、5目下水道費から5,820万8,000円を減じ

ております。これは、下水道事業特別会計におきまして、起債額がふえたことに伴う繰出金の減額でございます。

32ページをお願いします。

土木費、5項住宅費、3目住宅管理費に、まちづくり交付金事業として1億4,050万円を計上しております。これは、国の補助内示の増による増額で、4棟8戸分の事業費を追加しようとするものでございます。当初は、8棟16戸の建設予定でございましたが、今回の補正によりまして本年度は12棟24戸を建設することになります。

続きまして、33ページ、教育費でございます。10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費に、教育センター費として283万5,000円を計上しております。これは、小学校で使用する社会科副読本をCDで作成するための経費でございます。社会科副読本は、来年度から使用するものの更新時期に来ておりますが、旧8市町村分を1冊にまとめようすると相当分厚い本になる、また多額な経費がかかることから、CD化によりまして学校でも使いやすいものにしようとするものでございます。CD化によって、今後の資料の修正等がやりやすくなると、そういうメリットもございます。

続きまして、36ページをお願い申し上げます。

教育費、5項保健体育費、3目体育施設費に、増田地域体育施設費として620万9,000円を計上しております。これは、天下森スキー場のリフトのオーバーホールなどにかかわる経費でございます。

次のページでございますが、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費に、道路災害復旧事業（凍上災）としまして3億6,332万2,000円を計上しております。これは、冬の異常低温による凍上災によって被害を受けました市道24力所の道路災害復旧事業に要する経費でございます。

次に、12款公債費、1項公債費、1目元金に、償還元金として1億2,800万円、2目利子として380万円を計上しております。これは公有林事業の施業転換に伴います借りかえによる起債の償還元金と借りかえまでの償還利子でございます。今回の施業転換は、山内地域局管内の公有林の施業計画を50年伐期から80年伐期に変更することによりまして、昭和52年から昭和61年までの借り入れ分を借りかえするものでございます。これによりまして、借りかえ後の利子負担分が約2,700万円ほど軽減されることとなります。

以上で、歳出の方の説明を終わりたいと思います。

次に、歳入でございますが、前に戻りまして、9ページをお願い申し上げます。

各款ごとの歳入は、この欄のとおりでございます。

今回の補正額21億8,535万4,000円の財源といたしましては、国・県の支出金、市債、その他の特定財源に20億5,698万円、そのほか一般財源では介護保険特会からの繰入金などのほか、繰越金に1億441万4,000円を計上いたしまして収支の均衡を図っているところでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番高安議員。

18番（高安進一議員） 19ページのJAの厚生連の組合病院の、平鹿病院の支出に関することについてお伺いしたいと思います。

これは19節の支出になっておりますけれども、性格的に負担金という性格なのでしょうか、それとも補助金なのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、これ合併前からいろいろ協議があったと聞いておりますけれども、事業費の13%の負担という説明をもらいましたけれども、要するに組合病院がまだ完成していないわけございまして、完成した時点での建設費、確定した時点で、この13%の額がもう一度変更になるのか、あるいは一定の事業費を確定しておいて、これ以上の変更はないのか、そこら辺のところもお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 平鹿総合病院につきましては、建設完成は平成18年12月を予定しております。3カ月間の試験期間を経て、平成19年4月から開業という予定であります。従来、合併前には平鹿病院への負担金というお話をしておりましたが、正確には補助金であります。建設費の13%を助成するというものでありまして、現段階では本体工事費が111億6,300万円ほどでありまして、それから、設計監理料もろもろ合わせましてそれらの13%、約116億ほどになっております。基本的に、大幅にその工事費等変更になった場合には、再度厚生連と協議をしたいというふうに思いますが、今の工事の進捗状況では大幅な変更はない、ほぼこういう状況で進むだろうということで話をしております。

以上です。

田中敏雄 議長 18番高安議員。

18番（高安進一議員） もう1点お伺いしますけれども、合併特例債の充当を見通しておるという説明でございましたけれども、見通しの状況、市側としてはもらえるということ想定しておるといいますけれども、相当確実なものでしょうか、まだ確定動向わからないという状況なのでしょうか。

それから、もう1点、予算の執行の状況にもよるといいますけれども、確定というのは大体時期的にはいつごろ確定になるものでしょうか、お伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 先ほど平鹿病院の補助金約15億円ですが、合併特例債を充当しておると申し上げました。このほかに、市では合併特例債の事業を計画されております。これらすべて本年度の事業につきまして、県から内諾を受けてございます。

それから、もう1点ですが、この平鹿病院の建設補助金につきましては、その建築している年度でなければ合併特例債が活用できないと、そういうご指導もございまして、来年の補助金では合併特例債が適用にならないと、そういうこともございまして、今回約15億円の合併特例債活用で補助金を計上させていただきます。そういう内容でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番。

16番（齋藤光司議員） 今回の補正で、やっぱり一番大きいのはその平鹿病院の改築に対する補助金だと思います。そういう中で、今、高安議員の質問の中である程度わかっているわけでありましてけれども、根本的に不勉強と言われればそれまでですけれども、JAという別の形態の病院の新築において、我が横手市が公的に横手病院、大森病院というものを持っており、そういう中で、どうして13%、15億もの補助金を出さなければいけないのか、その経緯とその根拠についてお聞きいたします。普通の人がわかるようにお願いします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 県内に県立病院というものが、脳研とかそういうものを除きまして県立病院というのが各地域にございません。県では、厚生連病院を県立病院というふうな位置づけで、県でも大幅に支援しておりました。従来から、今の横手市には市立病院2つあるわけですが、機能的にも平鹿病院は総合病院でありますし、そういうことで住民の医療のために平鹿病院はどうしても必要なものであるということで、従来から厚生連病院の建設に対しましては、8市町村で助成をしてまいりました。

今回、平鹿病院の今の改築に当たりまして、出発点は8市町村で平鹿病院を何とか改築をして、今の高機能医療に住民の皆さんが恩恵を浴せるようにしてほしいという願いをまず第1番にしております。その際に、平鹿病院からは建設費の、一番最初のころは15%くらいの助成を出してほしいというふうなことを話しされておりましたが、その後いろいろな経過の中で13%となっております。最初の出発点のあたりは、1病床当たり約3,000万かかるということで、それでいきますと8市町村で20億円以上の助成をしなければならないということでした。途中では、1病床当たり2,600万円というふうな話もありましたが、現在では約2,000万円ほどになっているようであります。

この助成につきましては、市の助成とそれから平鹿病院跡地の扱いにつきまして、平鹿病院がそれぞれ了承になった場合に着手するというふうな経過がありまして、8市町村でその助成についてはちゃんとしますという約束をしておりますし、それから、跡地の用地についても、当時の約束では旧横手市にありますので、旧横手市で何とか処理してほしいということで、平鹿病院側にはその跡地もずっと持ち続けることのないようにしますという約束をしております、そういう中で今回の計上であります。よろしくをお願いします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） 2点ほどお伺いしたいと思いますが、最初に、歳出の4款衛生費であります、塵芥処理費の東部環境保全センターの管理運営費ということで、言ってみれば焼却炉の補修という説明がございました。したがって、これは工事請負費が主なものだと思いますが、東部環境保全センター、東部に限らず、ごみ焼却場は東部、西部、南部とも合併前に広域におきまして相当の負担をしながら補修をしてきた、修理をしてきたという経過があるわけでありまして、極めて大きな金額で修理をしてきたという経過があるわけでありましてけれども、にもかかわらず、また現段階で900万円、金額的には

そんなに大きい金額でないのかもしれませんが、しかし、900万円ということで計上されております。

私から見ますと、あれだけの大規模な修繕工事をやっておきながら、間もない時期にまた修理をしなければならぬということについて大変疑問に思っているわけでありまして、どういった点が不都合で今なお修理をしなければならなかったのか、その原因について、考え方について、状況についてご説明を願いたいと思います。

それから、もう一つは歳入でありますけれども、市債で市民税の減税補てん債が1,400万円ほど減額になっております。これは言ってみれば、住民の皆さんの、市民の皆さんの住民税が、定率減税が半分になったということとの裏腹の関係にあるのではないかなというふうに思うわけでありまして、定率減税が半分になって、来年度はさらに廃止になるという順序になると思いますが、このことによって、結果として相当非課税世帯がふえたというふうに聞いております。したがって、この定率減税の変更によりまして、住民税の非課税世帯が従来とこれまでとどのように変化をしているのか、税務担当の方からお知らせ願いたいというふうに思います。

なお、このことによりまして、結果として課税世帯がふえたわけでありまして、非課税世帯の皆さんがこれまでいろいろな制度の中で負担を軽減をされておったわけでありまして、その負担が課税世帯になったことによって、非課税世帯としての従来の負担の減を免れ得ない状況になって、言ってみれば負担増になっているというふうに私ども把握しておりますので、そういう状況についてどういうふうに当局としては把握しておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 東部の清掃センターに関連して、横手市の廃棄物処理施設の維持についての質問がございましたけれども、実際にやはり大きなお金が毎年修繕費にかかっております。ごみの焼却施設の耐用年数は一般的に15年と言われておりますし、既に東部の方は23年目に入っております。それから南部は14年目、それから西部は15年目とかなりの老朽化が進んでいるわけで、平成27年度新たな施設に移行するまで何とか、維持経費はかかるかもわかりませんが、その施設の維持のためにそれなりに頑張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋健幸 財務部長 減税補てん債につきましてでございますが、1,400万円の減額は当初8,400万円見込んでおりましたが、先ほど議員がおっしゃったとおり、減税補てんの2分の1の影響額でだろうと、そのように思います。これで18年度の減税補てん債は7,000万円と、これが最終の数字でございます。

それから、非課税世帯の方に影響があると思います。それで、具体的にどれだけの人数なのか、そこから辺につきましては今資料を準備いたしますので、もう少々時間をいただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

6番（柿崎孝一議員） 19ページ、先ほどの公的医療施設整備支援事業についてお伺いしたいと思いません。高安議員と齋藤光司議員の質問で大体わかってきたわけですが、まず、この新たな厚生病院に対する市民というか、地域住民の期待は大変大きなものがあって、期待しているところが大きだと思いますけれども、先ほど決算の報告もありましたように、市立病院の方も大変運営的には厳しいと。そういう中で、また中核的な大きな病院ができるということで、お互いに持ち場持ち場をいろいろなもので連携していくことは当然だと思いますけれども、新たな話し合いの中で医療の分割というか、しっかりとしたそういう話し合いはどのような段階まで来ているのか。今までと同じような受け持ちといいますが、そういう段階なのか、それとも新たに受け持つ分野をしっかりと話し合いながら、お互いに手を取り合って地域医療を推進していくということがどこまで話し合っているのかを1点。

それと、次のページの町内会館等建設補助事業についてですけれども、町内会館のいろいろな建設、補修に対して25%、そして上限200万円ということで説明をこの間も受けましたけれども、旧十文字町でも合併してからはなかなか市の目が届かなくなるので、集落的に将来自治会をつくりながら頑張ってもらいたいということで各集落に自治会をつくりました。そういったこともありまして、各集落には自治会館というものがあるわけです。この間、うちの方で自主防災訓練やりましたけれども、やはり、これからはそういう地域で何かあった場合はよりどころになる会館というのは、そういう集落会館だと思います。家は壊れても集落に行けば何とかなるというような、そういう安心の建物というか、そういうものもぜひ必要となってくるわけですが、この上限の200万という単位では新たな建設するにしても、やはり集落単位ではかなり厳しい負担を強いられるということです。今回、500万という予算の中で、各集落会館、いろいろな補修をしているわけですが、今後、各集落のそういう会館に対する補助の見通し、考え方をお知らせしていただきたいと思えます。

以上です。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 平鹿総合病院と市立病院の関係であります。平鹿総合病院と市立病院で直接、例えばこういう区割りで行きましょうとか、そういうお話はしておりません。基本的には、お客様の選択であります。ただ、総合病院は総合病院の持つその機能で、それを必要とするお客様に対応する役割があるわけですし、我々市立病院は市立病院のそれぞれの役割があって、お客様にまさに選ばれる病院としていろいろ取り組んできているわけです。今回の平鹿病院は特に、例えば救急救命機能みたいなものは県も、県北、中央、県南に基点を置いてということで、平鹿病院を念頭にいろいろ整備なんかしているわけありますので、そういう意味ではやっぱり役割はそれぞれ違う もちろん同じところもありますけれども、役割は違う部分をそれぞれ持っているというふうに思っていますので、それらをお客さんがどのように選んでいくかということになるのではないかなと思います。

ただ、平鹿病院の建設に当たりましては、JAとそれから当時では8市町村長も入りました建設検討委員会、あるいは通常の平鹿病院の運営につきましては平鹿病院の運営委員会に、今であれば市長も参

加してやっていますので、市立病院を持つ立場で平鹿総合病院の運営等に意見を述べるなどはしているところであります。

それから、集落会館であります。集落会館は建設費の25%、200万を上限とした補助、これが建設部分です。それから、修繕につきましては50万上限に修繕費を補助するということになっております。それから、別に下水道、水洗の関係につきましてはまた別枠で助成なども考えておりました。今コミュニティが崩壊しているというふうな話もいろいろ実態としてはあるわけですので、それらの中心になる町内会館あるいは集落会館につきましては、皆さんが十分利用して、コミュニティを守っていけるような体制で支援したいと思います。ただ、上限については建設費は200万が上限、それから補修については50万が上限ということで進めていきたいというふうに思っています。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） 今、平鹿病院の支援資金についてであります。約15億円、この金については合併特例債を充当する、こういうこととあります。初めて合併特例債というものを大きく使えるんだと、こういう感じがします。県の方からは内諾を得た、こういうこととありますが、実際に金は政府資金なのか、あるいは銀行からなのか。我々は、合併特例債というのはどの程度、例えば8割補助なのか7割補助なのか、例えば8割だとすれば3億横手市が、簡単に言えば3億負担すればいいような感じとあります。7割になればもっと負担が多くなりますけれども、実際どっちなのか、そして何年償還なのか、しかも、7割でも8割でも、その分はどのような形で横手市の方に入ってくるのか、その辺を教えてくださいたい。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 合併特例債は、基本的に縁故資金ですので市中金融機関との取引となることとなります。それで、その借り入れの期間ですが、それも金融機関との話し合いの中で決定されると、そういうことになろうかと思えます。

それから、この合併特例債は、皆さんご承知のとおり95%充当の、そのうち毎年の元利償還金7割が交付税に算入されると、そういう基本線はいまだにまだ崩れていないと、その方向でございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） そうすれば、15億円は銀行から借りて平鹿病院の支援金として出すわけなんです。その15億円の2割、80%ですか、合併特例債は。

【「95」と呼ぶ者あり】

24番（高橋勝義議員） 95の7割か、そしたら微々たるものというか、そんなにも多い横手市の負担金にならないわけです。15億円は銀行から借ります、あとの95%の7割については、補助分は交付金に算入になると。そうすれば、間違いなく交付金は上積みになるわけなんです、間違いなく。それは、確実に償還できるだけの上積みというか、金が来ますか、どういうものですか。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 今回の補正には、平鹿病院の補助金のうち特例債、いわゆる95%分でございます、特例債を活用させていただきたいと、そのように思っております。それから、5%分につきましては県の振興資金、特別枠で金利がゼロの振興資金を充当してございます。額につきましては、振興資金7,540万でございます。

なぜ、今回15億円を合併特例債適用したかと申し上げますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、5年間にわたり、いわゆる1年間に3億ずつ5年間補助をすると、そういう合併前の合意というか約束でございました。それで、その際の財源としましては、先ほど申し上げましたように県の振興資金特別枠の利子ゼロ%の資金を計画しておったところでございます。幾らゼロ%の特別枠振興資金でございしても、振興資金は借りれば全部なさなければならない、利子はゼロ%ですから返さなくてもよろしいわけなんです、いわゆる痛みの伴う資金なのかなと。それで、合併特例債が活用できないのか検討しておりましたが、県に打診しましたところ、建設年度ならば合併特例債が活用できるだろうと、完成してしまっただけは活用はできないと、そういう関係上5年間にわたって15億円でなくて、1年でもって合併特例債を活用しまして1年で補助をしようと。大まかな、合併特例債を活用したときと5年間にわたりまして特別枠の振興資金を活用した場合と大体計算したところ、これから10年間にわたりまして、最終的には約1億円弱合併特例債を活用した方が有利なのかなと、そういうふうに感じております。1億でない、10億です、9,000幾らほど、約10億円有利なのかなと、そのように。

田中敏雄 議長 24番高橋議員。

24番(高橋勝義議員) ちょっと私も頭は悪いんですが、言ってみれば、まず15億円支援するわけなんです。それで、じゃもっとわかりやすく言えば、合併特例債使えば、横手市の実際の持ち分というか、出す分というか、どの程度ですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 15億のうち、特例債で償還するときに毎年計算されてくる分が約10億ありますので、横手市が負担する分は約5億ということになります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。33番小笠原議員。

33番(小笠原恒男議員) 質問ではありませんけれども、ちょっとお願いを申し上げまして、先般新聞に出ていましたけれども、全国でがんの中核病院というのは指定されなかったのは、たしか兵庫県と秋田県です。秋田県も13病院が指定お願いしましたけれども、1病院もならなかった。その要因の一つとしては地域の連携が見えないと、そういうような理由が書かれておりました。今の部長の発言の中で、我々横手の市民としては、やはり最初に守らなきゃいけないのは市立病院だと思います。ここにやっぱり15億もの補助金も出すんですから、やはりどうかして平鹿総合病院ががんの中核病院になってもらいたい。そのためには、やはり2市立病院が連携をしまして、その連携の中で中核病院になってもらいたい。そのためには、意見を集約するリーダーシップを我が横手市でとってもらいたいと、市長を中心

にしまして。そのための15億を出すのを私はやぶさかではないと思いますけれども、もし、それでもなかったら15億を我が2つの市立病院に分配するならばもっと充実した市民のための病院になるかもしないです。そういう意味で、総合病院としてこれから成り立っていく平鹿総合病院に、何とかこの地区のがんの中核病院になってもらうためには、この3病院の連携が必要だと思いますので、その皮切りと
いいですか、その連携の皮切りのリーダーになってもらいたいと、最後をお願いしたいと思います。

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、お手元に配付しております付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時45分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第259号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第28、議案第259号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第259号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,984万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億9,302万円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、8ページ、お開き願います。

5款1項4目の保険財政共同安定化事業拠出金は、5億9,903万6,000円の補正であります。これは、今般の医療制度改革に伴い新たに創設される事業ですが、県内市町村の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、30万以上80万以下の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業が創設され、国保連合会が事業主体となり、10月から実施されることによる補正であります。拠出金は、過去3年間の医療費の実績と被保険者数に応じて拠出する額が決定される仕組みとなっております。

次に、9款2項2目直営診療施設勘定繰出金は、33万2,000円の増額補正をいたしております。これは、国保直営診療施設であります大森病院が実施する健康管理事業にかかわる国庫補助金の特別調整交付金相当額を繰り出すための補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

3款2項1目財政調整交付金は、33万2,000円の増額補正をしております。これは、歳出で説明いたしました特別調整交付金の対象となる保健事業、直営診療施設の健康管理事業を大森病院が実施するこ

とに伴う増額補正でございます。

次に、6款1項2目の保険財政共同安定化事業交付金は、歳出で説明したとおり5億9,903万6,000円の補正をいたしておりますが、これは保険財政共同安定化事業に対します交付金でございます。補正額につきましては今後の対象医療費の動向もございまして、拠出金と同額を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第260号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第29、議案第260号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第260号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出の総額にそれぞれ8,089万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ65億3,955万1,000円にしようとするものでございます。

今回の補正は、17年度事業確定に伴う精算によるものが主なものでございます。

歳入では、3款国庫負担金、5款県負担金、それから歳出では4款介護保険給付準備金、7款の償還金、一般会計繰出金、9款繰越金などが精算によるものとなっております。

歳出の5款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、予防通所事業をモデル的に行いたいので、事業の組みかえをしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第261号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第30、議案第261号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第261号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算の組み替えでございますので、予算総額の変更はございません。

債務負担行為につきましては、次のページ、第2表のとおりでございます。公用車2台にかかわる5年間のリース料として319万円の債務負担行為を設定いたしております。

歳出につきましては、4ページをお開き願いたいと思います。

1款2項1目包括的支援事務費ですが、介護予防事業の対象であります要支援1、2と認定された方の予防マネジメントの充実を図るため、非常勤職員2名の雇用にかかわる報酬217万7,000円が主な内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第262号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第31、議案第262号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第262号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出の総額からそれぞれ158万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億2,916万7,000円にしようとするものであります。

8ページ、お開き願います。

1款2項1目施設介護サービス事務費162万円の減額の主なものにつきましては、臨時介護員の退職に伴う人件費の減額によるものでございます。

歳入につきましては、4款の一般会計繰入金を158万2,000円減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第263号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第32、議案第263号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第263号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は財源内訳の変更でございますので、予算総額の変更はございません。

第2条の地方債の補正でございますが、次のページの2表のとおり、雄水苑増床事業の起債を500万円増額いたしまして3億9,900万円に変更しようとするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第264号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第33、議案第264号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第264号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出の総額にそれぞれ3,048万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ8億685万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正ですが、次のページ、別表のとおり白寿園増床事業の起債を210万円増額いたしまして2億6,260万円といたしております。

歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

歳出、1款1項1目一般管理費ですが、施設整備費に2,024万9,000円の追加がありますが、これは増床に伴うものでございまして、当初予算で確定できなかった医療用備品など施設用備品を購入するためのものでございます。

それから、2款1項1目施設介護サービス事業費1,023万7,000円を増額の補正でございますが、非常勤看護師の補充による人件費が178万6,000円、特殊入浴装置の老朽化に伴う更新が845万1,000円となっております。

歳入につきましては、7ページをお開き願います。

5款1項1目繰越金は、収支の均衡を図るために2,838万6,000円の増額補正でございます。

7款1項1目市債ですが、介護サービス施設整備事業債に、備品対象分として210万円の増額補正を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第265号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第34、議案第265号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第265号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出の総額にそれぞれ235万8,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億535万8,000円にしようとするものであります。

歳出の説明をいたしますので、5ページをお開き願います。

歳出、1款1項1目事務費ですが、一般管理費計上分として235万8,000円を増額をお願いしております。これは、人事異動による非常勤職員の報酬、旅費等として219万9,000円が主な内容となっております。

歳入につきましては、4ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目の負担金でございますが、施設利用者健康診断の個人負担分として6万円の増額補正でございます。

それから、5款1項1目の繰越金は、収支の均衡を図るための増額補正でございますので、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第266号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第35、議案第266号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第266号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ250万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,968万8,000円に定めようとするものでございます。

初めに、歳出から説明いたしますので、6ページをごらんになっていただきたいと思います。

2款2項1目施設整備費は250万円を計上してございます。これは、八卦地区の下水道工事に合わせまして配水管を布設するものでございます。

次に、3ページに戻りまして歳入ですが、補正予算事項別明細書の歳入でございます。4款繰越金を計上しまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第267号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第36、議案第267号平成18年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第267号についてご説明を申し上げます。

今回の補正であります。平成18年度の地方債制度の改正によって、地方債の1件の限度額の規制が廃止されたことに伴って起債が認められることになったわけであり。それに伴う増額分の補正であります。

補正額は、次のページの第1表のとおり240万円の補正であります。

よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第268号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第37、議案第268号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第268号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,509万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億5,955万8,000円に定めようとするものでございます。

次に、地方債の補正について説明いたしますので、4ページをごらんになっていただきたいと思いません。

地方債の補正ですが、第3表にありますように起債の限度額を変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法などに変更はございません。

それでは、歳出から説明いたしますので、8ページをごらんになっていただきたいと思いません。

歳出、1款1項2目施設管理費は、647万1,000円を計上してございます。内訳としましては、役務費、中継ポンプ自動通報装置の使用料やマンホールポンプ清掃費用など168万円を、それから、工事請負費では中継ポンプ自動通報装置設置工事や増田地区の若松団地でこれまで浄化槽で汚水処理をしておりますが、これを下水道へ切りかえるための工事などで479万1,000円を計上してございます。

2款事業費、1項1目公共下水道事業費では、浸水被害の早期解消を図るため、第9雨水幹線事業に3,862万1,000円を増額計上してございます。これによりまして、平成19年度完成予定でございました当事業は、1年前倒しとなりまして今年度完成となる予定でございます。

次に、前に戻っていただきまして、5ページでございます。

歳入の内訳につきましては、補正予算事項別明細書に記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第269号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第38、議案第269号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第269号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ71万9,000円を追加し、総額を7,757万8,000円に定めようとするものでございます。

その内容ですが、6ページの歳出から説明させていただきます。

1款1項2目施設管理費71万9,000円を計上しておりますが、これは合併に伴いまして受益者分担金システムを新しいシステムに変更したわけですが、雄物川地域局では旧受益者負担金システムがございまして、これが2年間のリースがまだ残っておりますが、これを今回一括で支払おうとするものでございます。

3ページの歳入でございますが、繰越金を計上して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

休会について

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明9月5日から9月10日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明9月5日から9月10日までの6日間、休会することに決定いたしました。

9月11日は午前10時より本会議を開きます。

散会の宣告

田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時05分 散会